

第3節 通商政策局	124
1. 世界経済の動向	124
2. 国際経済協力	125
2. 1. G7、G20	125
2. 2. アジア太平洋経済協力（APEC）	128
2. 3. 経済協力開発機構（OECD）	130
3. 世界貿易機関（WTO）	131
3. 1. 多角的自由貿易体制の要としての世界貿易機関（WTO）	131
3. 2. 経済連携	139
4. 二国間関係	147
4. 1. アジア太平洋各国関係	147
4. 2. 米州関係	152
4. 3. 欧州・ロシア関係	156
4. 4. 中東・アフリカ諸国関係	159
5. 独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）	161

第3節 通商政策局

1. 世界経済の動向

国際通貨基金（IMF）によると、2021年の世界経済の実質GDP成長率は、コロナ禍からの回復もあり、6.1%の高い成長率となった。ただし、成長率は国・地域によって差があり、コロナ禍からの世界経済の立ち直りは、国・地域間でペースの異なる「K字型」の回復であった。一方で、中国でのコロナ再拡大に伴う都市封鎖、ウクライナ情勢等に起因する高インフレ、その対応としての各国の政策金利の急速な引上げ等の影響により、国際通貨基金（IMF）は世界経済の実質GDP成長率の見通しを、2022年は3.2%、2023年は2.9%に下方修正するなど、成長の減速が予測されている（参照：表 IMFの主要国・地域の実質GDP成長率の見通し）。

主要国経済の動向を見てみると、米国では巨額の財政措置により消費が喚起されコロナショックからの経済回復が進行しており、2021年の実質GDP成長率（季節調整済）は、2021年第2四半期にはコロナ禍前の2019年第4四半期の水準を越え、通年では5.7%とプラス成長になり、1984年以来37年ぶりの高い成長率を記録した。経済活動の再開に伴い、失業率はコロナ禍前の水準へと改善をしている一方で、コロナ不況後の急激な求人増を受けて、労働条件を見直す動きから自主退職者が増加する「大交渉時代」となっており、企業にとっては人手不足の状況が継続している。人手不足に加えて、サプライチェーンにおける供給制約が、世界的なインフレを招いており、とりわけコロナ禍の米国経済においては歴史的な水準でインフレが進行し、高止まりしている。さらに、ロシアによるウクライナ侵略によって、エネルギー供給、資源・食料等のサプライチェーンの一部途絶や見直しによって混乱が生じ、資源価格の高騰に伴うインフレ圧力を一層高めている。インフレが高止まりする中、人手不足や物価上昇を映じて名目賃金は上昇するものの、実質賃金はマイナスで推移しており、今後の経済成長を下押しする可能性がうかがえる。米国連邦準備制度理事会（FRB）は2021年11月に開始を決定した量的緩和の縮小（テーパリング）を2022年3月に終了し、インフレが高止まりする中で、2022年3月には政策金利の引上げを決定しており、2022年中は継続的な利上げを行うことが見込まれる。

ユーロ圏の2021年通年の実質GDP成長率は、前年比

+5.3%となり、EU統計局の統計開始以来、最大の落ち込み幅を記録した2020年からは回復したものの、落ち込みを挽回するまでには到らなかった。四半期ベースで動向を見ると、新型コロナウイルスのワクチン接種の進展や行動制限の段階的緩和に伴う経済活動の再開により、サービス業を中心に個人消費が持ち直し、2021年第2四半期より3四半期連続でプラス成長となった。2022年は、2月のロシアによるウクライナ侵略に伴う資源高やサプライチェーンの混乱等の影響により、先行きの不透明感が強まり、第1四半期の実質GDP成長率は、前期比+0.5%と低成長にとどまった。

英国の2021年通年の実質GDP成長率は、前期比+7.4%と第二次世界大戦以降で最大の伸びを記録し、2022年第1四半期は4期連続プラスの前期比+0.8%となった。

2022年第1四半期の実質GDPの水準を見ると、ユーロ圏及び英国ではコロナショック以前（2019年第4四半期）の水準まで回復した。

なお、EU・英国間の通商・協力協定（TCA）は、2021年1月1日から暫定適用が開始されていたが、その後、欧州議会の同意を経て、同年4月29日にEU理事会が批准を決定し、同年5月1日に正式に発効した。

中国の2021年の実質GDP成長率は8.1%と、政府目標の「6%以上」を達成し、コロナショックで落ち込んだ前年の反動もあって、コロナ前の2019年よりも加速した。もっとも、四半期別成長率の推移を見ると、年初の第1四半期は昨年の反動から高成長となったが、年央から洪水、感染再拡大、電力不足、半導体不足、不動産規制、資源高等の様々な要因が重なり、第2四半期から3四半期連続で減速が続いた。2022年第1四半期は、小幅ながら4四半期ぶりに伸び率が加速したが、ゼロコロナ政策の下で感染再拡大による行動制限や不動産規制に伴う不動産市場の低迷が継続しているほか、上海等の大都市の厳しい防疫措置や、2月のロシアによるウクライナ侵略の影響による資源価格の高騰やサプライチェーンの混乱が一段と高まっている。

表1：実質GDP成長率の推移

暦年	2020	2021	2022	2023
世界	-3.1	6.1	3.2	2.9
先進国	-4.5	5.2	2.5	1.4
米国	-3.4	5.7	2.3	1.0
ユーロ圏	-6.3	5.4	2.6	1.2
日本	-4.5	1.7	1.7	1.7
英国	-9.3	7.4	3.2	0.5
新興国	-2.0	6.8	3.6	3.9
中国	2.2	8.1	3.3	4.6
インド	-6.6	8.7	7.4	6.1
ロシア	-2.7	4.7	-6.0	-3.5

出典：IMF

2. 国際経済協力

2. 1. G7、G20

(1) 沿革

G7サミットは、1970年代に発生したニクソン・ショックや第一次石油危機への対応を契機に、世界経済問題について首脳レベルで議論するフォーラムとして誕生した。第一回サミットは、フランス、米国、イギリス、ドイツ、日本、イタリアの6か国により1975年に開催され、その後、各国が持ち回りで議長国を務めつつ開催されている。

また、G20サミットはリーマン・ショックを契機とする経済・金融危機に対応するため、G20財務大臣・中央銀行総裁会合を首脳級に格上げする形で、2008年に第一回が開催された。以降、毎年開催されている。2021年は、昨年に続き新型コロナウイルスの影響が残るものの、G7・G20ともに2年ぶりに対面形式でサミットが開催された。

(2) 会合の概要

①コーンウォール・サミット（議長国：英国）

2021年6月11日から13日にかけて、英国・コーンウォールでG7コーンウォール・サミットが開催された。当該サミットは、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大以後、初めて対面で開催されたサミットとなった。

G7の中心的議題である、世界経済・貿易や外交・安全保障について、G7首脳間で率直な議論が行われたほか、新型コロナ対応を含む国際保健、気候変動・生物多様性及び基本的価値に関する議論については、アウトリーチ国や国際機関からの参加も得て、議論が行われた。

菅総理は、新型コロナウイルス感染症対策・国際保健、世界経済・自由貿易、気候変動、地域情勢といった重要課題について、積極的にG7の議論に貢献し、首脳間の率直な議論をリードした。「開かれた社会」に関するセッションでは、データ保護の課題に対処しながら価値あるデータ主導型技術の潜在力を活用するため、信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）を推進する重要性を指摘するとともに、基本的価値を共有する国々が、インド太平洋地域へのコミットメントを明確にすることが重要であり、特にASEANと連携しつつ、具体的協力を推進すべきと述べた。

G7として協力して新型コロナウイルス感染症に打ち勝ち、より良い回復を成し遂げ、国際協調と多国間主義に基づき、民主的で開かれた経済と社会を推進することで一致した。

議論の総括として、G7首脳コミュニケ、3つの附属文書及びその他の文書が発出され、「自由で公正な貿易に対するコミットメントの下、連帯する」こと、「持続可能なサプライチェーンへの移行の促進に関するG7貿易大臣の結論を承認し、カーボンリーケージのリスクを認識し、このリスクに対処し、我々の貿易慣行がパリ協定の下での我々のコミットメントと合致するよう協力的に取り組む」こと、「新型コロナウイルス感染症対策に不可欠な物品及びワクチン並びにその原料の製造における、開かれた、多様で、安全かつ強靱なサプライチェーンに対する貿易大臣の支持を歓迎する」こと、「個人を強制労働から守り、グローバルなサプライチェーンが強制労働の利用に関わらないことを確保するため、我々自身が利用できる国内的手段及び多国間機関を通じて協働し続ける」こと、「WTOの現代化において進展が図られることを確保する上で必要な持続的な取組及び機運を与える」こと、「引き続きデータ保護に関する課題に対処しながら価値のあるデータ主導の技術の潜在力をより良く活用するため、信頼性のある自由なデータ流通を擁護する」こと等が明記された。

②G7貿易大臣会合（議長国：英国）

2021年のG7議長国であった英国は、過去開催されてこなかったG7貿易大臣会合を立ち上げ、合計3回の貿易大臣会合をオンラインで開催した。

翌2022年の議長国であるドイツは、本会合の意義を引き継いで、2022年もG7貿易大臣会合を開催することを

決定した。

(第1回目)

2021年3月31日に開催され、梶山経済産業大臣、茂木外務大臣が参加した。

本会合では、WTO改革、貿易を通じた気候変動対策・環境問題への貢献、医療関連物資のサプライチェーン強化、デジタル貿易の促進などについての議論がなされ、議長声明が発出された。

議長声明においては、主として、以下の旨が盛り込まれた。

- ・多角的貿易体制の必要性を再確認し、WTO改革の議論に不可欠な政治的モメンタムを提供する。
- ・貿易を通じた気候変動対策・環境問題に対する貢献の重要性を再確認し、持続可能なサプライチェーンの構築等に向けて議論を進める。
- ・医療関連物資の貿易促進及びサプライチェーン強化に向けた通商政策のあるべき方向性を検討する。
- ・デジタル保護主義への反対、信頼性のある自由なデータ流通(DFFT)の重要性等に合意し、デジタル貿易に関する高い水準の原則の策定を進めることを約束。
- ・デジタル貿易はWTOの新たなルール形成における重要分野であり、WTO電子商取引交渉を進める取組を強化し、第12回WTO閣僚会議までに実質的な進捗を達成することを目指す。

(第2回目)

2021年5月27日及び28日に開催され、梶山経済産業大臣、茂木外務大臣が参加した。

本会合では、第12回WTO閣僚会議も見据え、WTOを中心とする自由貿易体制が抱える課題や、その対応の方向性についての議論がなされ、閣僚声明が採択された。

閣僚声明においては、主として、以下の旨が盛り込まれた。

- ・産業補助金、国有企業に関するより強力な国際的な規律の策定に向けた交渉開始を求め、強制技術移転への対処を継続。
- ・WTO紛争解決制度の改革に関する率直かつ建設的な議論を行い、10月の次回会合に向けて議論を継続することを約束。
- ・グローバルなサプライチェーンにおける強制労働を防

止、特定、撤廃するべく、データ及び証拠を共有するための技術的な議論を実施し、ベストプラクティスに基づく提言を策定するよう、事務方に指示。

- ・WTOで行われている貿易と環境持続可能性に関する体系的議論が、機運を高める機会であることを認識。
- ・世界的なワクチンの生産と流通の拡大に向けた解決策を特定するため、議論を優先的に行い、WTOにおける作業を支援。
- ・デジタル保護主義への反対について団結。信頼性のある自由なデータ流通(DFFT)の重要性に合意。データローカライゼーションがデータ流通に影響を与え、ビジネス、特に中小零細企業に影響を及ぼしうることを認識。10月の貿易大臣会合において「デジタル貿易原則」を採択。

(第3回目)

2021年10月22日に開催され、萩生田経済産業大臣、石井経済産業副大臣、三宅外務大臣政務官がオンライン参加した。

本会合では、強制労働や市場歪曲的措置への対応、気候変動対策やデジタル化の進展を踏まえた政策的対応等に関して議論がなされ、閣僚声明とあわせて、G7で初めてとなる、強制労働及びデジタル貿易に関する2つの附属文書が採択された。

閣僚声明及び附属文書においては、主として、以下の旨が盛り込まれた。

<閣僚声明>

- ・WTO閣僚会議を成功裏に開催し、貿易と保健に関する多面的な成果に合意できるよう取り組む。有害な漁業補助金の実効的な規律に関する有意義な合意等を支持。
- ・WTO改革に向けた取組を前進させることにコミット。モニタリング、交渉と紛争解決制度を適切に機能させるためには、長年の課題に対応することが必要。進捗に必要な政治的な機運を与えるため積極的にこの取組に関与。
- ・市場歪曲的措置について措置の不透明性が継続していることに留意。市場歪曲的措置に対抗し、産業補助金や国営企業に対する強化された国際ルールの発展を支持。
- ・あらゆる形態の強制労働の利用に関する懸念を共有。グローバルなサプライチェーンの中で強制労働を特定し、

防止、撤廃するための提言（附属文書A：強制労働にかかるG7貿易大臣声明）を支持。

- ・デジタル保護主義・権威主義に反対。G7デジタル貿易原則（附属文書B）を採択。電子商取引の共同イニシアティブを前進させることにコミット。
- ・気候に対してカーボンリーケージが与える悪影響を認識。これに対するいかなる措置も、透明でWTO整合的であることが重要。

<附属文書A：強制労働に係るG7貿易大臣声明>

- ・グローバルなサプライチェーンにおいて、国家により行われる脆弱なグループ及び少数派の強制労働を含むあらゆる形態の強制労働の利用に関する懸念を共有。
- ・貿易政策が、グローバルなサプライチェーンにおける強制労働を防止し、特定し、撤廃するための包括的なアプローチにおける重要な手段の一つとなりうることを認識。
- ・全ての国、多国間機関、ビジネスに対し、人権と国際労働基準を堅持することにコミットし、責任ある企業行動についての関連原則を尊重するよう要求。
- ・強制労働を根絶し、強制労働の犠牲者を保護し、国連ビジネスと人権に関する指導原則（UNGPR）によって認められている原則の実施を改善する上での政府の重要な役割を認識。
- ・ビジネスにとっての明瞭性と予見可能性を更に強化することにコミット。
- ・人権デュー・ディリジェンスに関するガイダンスを促進することにコミット。
- ・個人を強制労働から守り、グローバルなサプライチェーンにおいて強制労働が利用されていないこと及び強制労働を行った者に対し責任を問うことを確保するため、各国が利用できる国内的手段及び多国間機関を通じた協働を継続。

<附属文書B：G7デジタル貿易原則>

開かれたデジタル市場

- ・G7が団結し、デジタル保護主義・権威主義へ対抗するとともに、オープンなデジタル市場を支持。
- ・インターネットは、オープンで、自由で、かつ、安全なものではない。
- ・送信されたコンテンツを含む電子的送信は、電子的送信におけるWTO関税不賦課モラトリアムに従い、関税が

免除されるべき。関税賦課の恒久的な禁止を支持。

信頼性のある自由なデータ流通

- ・デジタル経済がもたらす機会を活用するため、信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）を可能とすべき。
- ・データ・ローライゼーション要求が保護主義・差別的に用いられる状況を懸念。
- ・プライバシーや知財保護等に取り組む一方、越境データ流通に対する不当な障壁に対処。
- ・ガバメントアクセス（政府による個人データへのアクセス）に関する共通原則の策定を目指す。

労働者、消費者及び企業の保護

- ・デジタル貿易を支える労働者の保護及びオンライン消費者保護を実施すべき。
- ・サイバーセキュリティを確保し安全なデジタル貿易環境を維持すべき。
- ・市場参入要件として、技術移転やソース・コード・暗号の開示が求められるべきでない。
- ・ガバメントアクセス（政府による個人データへのアクセス）に関する共通原則の策定を目指す。
- ・より多くの企業が貿易に参加できるよう、貿易関連書類の電子化を推進すべき。
- ・相互運用性を主たる目的とし、シングルウィンドウが開発されるべき。

公正かつ包括的なグローバル・ガバナンス

- ・WTOにおけるデジタル貿易の共通ルール作り（電子商取引交渉）を進展させるべき。
- ・包摂的な形で成長を推進するため、各国間及び国内のデジタル・デバイドへの取組が強化されるべき。

③G7サミット（議長国：ドイツ）

議長国ドイツの呼びかけにより、2022年2月24日にG7首脳テレビ会議が開催され、岸田総理が出席した。同日、ロシア連邦軍によるウクライナ侵攻が開始されたことも踏まえ、会合後、G7首脳声明及びロシア連邦軍によるウクライナ侵攻に関するG7首脳声明が発出された。

その後も、2022年3月24日にG7首脳会合がブリュッセルで開催され、岸田総理が出席した。また、2022年3月11日にG7首脳声明の発出が行われ、ロシアによる侵略を非難し、ロシアに対する制裁措置、ウクライナ支援等を実施していくことが確認された。

④ G7 貿易大臣会合（議長国：ドイツ）

2022年3月23日、ドイツ議長年1回目となるG7貿易大臣会合がテレビ会議形式で開催され、萩生田経済産業大臣、林外務大臣が参加した。本会合では、ウクライナ情勢や第12回WTO閣僚会議（MC12）等に関して議論がされ、ロシアのウクライナ侵攻に対してG7で連携して対応することや、多角的貿易体制の維持・強化に向けてG7でWTO改革を主導していくことを確認した。

⑤ G20 ローマ・サミット（議長国：イタリア）

2021年10月30日及び31日、イタリア・ローマにてG20ローマ・サミットが開催され、世界経済のより良い回復と持続的かつ包摂的な成長の実現に向け、新型コロナウイルス感染症対策を含む保健、気候変動、開発等の重要課題について議論が行われた。岸田総理からは、これらの重要課題に関し、日本の取組やG20として連携を強化すべき点について発言し、議論に貢献した。世界経済に関するセッションでは、「信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）」の理念の下、国際的なルール作りの議論を主導するとともに、国内においても、「デジタル田園都市国家構想」の下、地方からデジタルの実装を進め、都市部とのデジタル格差を是正していく旨述べた。

議論の総括として、G20ローマ首脳宣言が発出され、「開かれた、公正で、公平で、持続可能で、無差別かつ包摂的な法に基づく多角的貿易体制の役割の重要性と、WTOを中心とした、体制強化へのコミットメントを確認」し、「WTOの全機能を改善しつつ必要な改革を担うため、すべてのWTO加盟国と積極的にかつ建設的に取り組んでいくことに引き続きコミット」すること、「公正な競争の重要性を強調し、好ましい貿易及び投資環境を育成するため、公平な競争条件の確保に引き続き取り組む」こと、「信頼性のある自由なデータ流通及び国境を越えたデータ流通の重要性を認識」し、「将来の相互運用性を促進するため、引き続き共通理解を促進し、既存の規制手段と、信頼性のあるデータ流通を可能にする枠組との間の共通性、補完性及び収斂のための要素の特定に向け、引き続き取り組んでいく」こと等が明記された。

⑥ G20 貿易・投資大臣会合（議長国：イタリア）

2021年10月12日、G20貿易・投資大臣会合がイタリア

で開催され、広瀬経済産業審議官、山崎在ジュネーブ国際機関日本政府代表部大使が参加した。本会合では、新型コロナウイルス感染症や気候変動問題への懸念などが国際的な課題となる中、第12回WTO閣僚会議（MC12）も見据え、貿易政策面からどのような貢献ができるか議論がなされ、閣僚声明が採択された。

閣僚声明においては、主として、以下の旨が盛り込まれた。

- ・WTOの全ての機能を向上させるための改革が必要。WTOの再活性化に向け、改革を前進させる重要な機会とするため、第12回WTO閣僚会議を成功させ、前進に必要な積極的な関与と政治的な機運を与えることにコミット。
- ・新型コロナウイルス感染症に対処するための緊急的な貿易措置が必要な場合でも、的を絞り、釣り合いのとれた、透明かつ一時的なものであって、最も脆弱な人々を守る必要性を反映し、不必要な貿易障壁やグローバル・サプライチェーンへの混乱を生じさせず、WTOルールに整合的であることの重要性を改めて強調。
- ・WTOにおける電子商取引、投資円滑化、サービス国内規制に関する共同声明イニシアティブに参画しているG20メンバーは、全てのWTO加盟国の積極的な参加を奨励し、第12回WTO閣僚会議までの有意義な進展を期待。
- ・円滑なビジネス環境とルールに基づく多角的通商システムの維持のため、公平な競争環境の確保に努める。多くのG20参加国は産業補助金に関する規律を強化する必要性、および政府支援の透明性の重要性を確認。
- ・通商政策と環境政策はお互いに支えあうべきであると確信。気候変動に対応する措置はWTO整合的であるべきことを再確認。
- ・中小零細企業は、貿易や投資協定によって成長する市場へのアクセス向上で恩恵を得る立場にあり、グローバル市場が中小零細企業の成長の重要な源であることを認識。

2. 2. アジア太平洋経済協力（APEC）

APEC（Asia-Pacific Economic Cooperation）は、日本とオーストラリアが主導して1989年に創設した、アジア太平洋地域の持続的発展に向けた地域協力の枠組み

である。発足時には12であった参加国・地域は徐々に拡大し、2021年3月現在では21か国・地域が参加しており、世界全体のGDPの約6割、世界貿易額の約5割、世界人口の約4割を占めている。アジア太平洋地域における自由で開かれた貿易・投資の実現に向けて、ビジネス活動の円滑化や経済・技術協力などの取組を推進している。

APECは、参加国・地域の自主性を重んじ、域外に対しても貿易・投資の自由化・円滑化の成果を分け合うことを目的とした「開かれた地域主義（open regionalism）」を標榜しており、また、USMCA（アメリカ・メキシコ・カナダ協定）諸国、ASEAN7か国、ロシア、中南米をも含む広範な地域をカバーしていることから、地域統合間の連携としての側面も持っている。

（参考）2022年3月現在のAPECメンバー

（*は発足時の12メンバー）

- ・ASEAN（フィリピン*、インドネシア*、マレーシア*、タイ*、シンガポール*、ブルネイ*、ベトナム）
- ・米州（米国*、カナダ*、メキシコ、チリ、ペルー）
- ・オセアニア（オーストラリア*、ニュージーランド*、パプアニューギニア）
- ・その他（日本*、韓国*、中国、中国香港、チャイニーズ・タイペイ、ロシア）

（1）貿易担当大臣会合

梶山経済産業大臣と長坂経済産業副大臣は、2021年6月5日、テレビ会議形式で開催されたAPEC貿易大臣会合（MR T）に参加した。

梶山経済産業大臣からは、グローバル・サプライチェーンの強靱化やデジタル社会への移行、グリーン成長によるカーボンニュートラル社会の実現の重要性について発信した。長坂経済産業副大臣からは、WTO閣僚会合に向けた議論の加速化に向けて、気候変動問題やWTO電子商取引交渉、公平な競争条件の確保の重要性について発信した。

会合では、新型コロナウイルス感染症への対応や多角的貿易体制について議論を行い、その結果、共同声明を採択した。併せて、昨年7月の「必要不可欠な物品の移動の円滑化に関する宣言」に引き続き、「新型コロナウイルス感染症ワクチンサプライチェーンに関する声明」と「必要不可欠な物品の移動を支援するサービスに関する声明」を附属書として発出した。

（2）閣僚会議・首脳会議

2021年11月8日、APEC議長国であるニュージーランドのダミアン・オコナー貿易・輸出振興大臣の議長のもと、APEC閣僚会議（セッション1）がテレビ会議にて開催され経済産業省からは萩生田経済産業大臣が参加した。

会議では、「新型コロナウイルス感染症危機からの経済回復の加速に向けた通商の役割」をテーマに、新型コロナウイルス感染症危機からの経済回復に向け、ワクチンや医療物資の流通促進、地域経済統合の推進、多角的貿易体制の維持・強化やサプライチェーンの強靱化の重要性等について議論を行った。

萩生田経済産業大臣の主な発言は以下のとおり。

- ・自由で公正な経済秩序の推進に向け、市場歪曲的措置の是正、RCEPの着実な履行やCPTPP等ハイレベルで包括的な経済連携の維持・強化の重要性
- ・WTO第12回閣僚会議（MC12）におけるコロナ危機への対応等の成果や、MC12後を含めた貿易課題への不断の対処の必要性
- ・サプライチェーン強靱化に向けて質の高いインフラの促進や、足元の原油価格等の上昇に対する連携の重要性

また、2021年11月9日には、今年のAPEC議長国であるニュージーランドのナナイア・マフタ外務大臣の議長のもと、APEC閣僚会議（セッション2）がテレビ会議にて開催された。経済産業省からは細田経済産業副大臣が参加した（外務省からは、小田原外務副大臣が参加）。

会議では、「包摂的で持続可能な成長、デジタル化やイノベーションによる経済回復」をテーマに、アジア太平洋地域の持続可能で包摂的な経済回復に向けて、気候変動に対する取組の強化、イノベーションやデジタル化の促進の重要性について議論した。

また、セッション1、2での議論の結果として、閣僚共同声明を採択した。

細田経済産業副大臣の主な発言内容は、以下のとおり。

- ・デジタル技術の一層の活用のため、信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）の実現に向け、国際的なルール作りを加速。
- ・カーボンニュートラルの実現と、安定的で安価なエネルギー供給に向けて、多様な道筋による現実的なエネルギー

一移行とエネルギー強靱性が不可欠。

- ・直近上昇基調にある原油価格に対して、国際原油市場の安定化を図る必要性。

今回採択された閣僚共同声明の主な内容は、以下のとおり。

① 新型コロナウイルス感染症への対応

- ・安全、効果的で質が担保され、手の届く価格のワクチン等の公正かつ適時なアクセスを確保するための作業を継続。
- ・地域内の安全な渡航に関する調整を行い、2022年の具体的な成果に向けて取り組むよう指示。

② 経済・貿易政策

- ・APECエコノミーが貿易の恩恵を十分に享受できるよう、自由で開かれた、公正で、無差別で透明性のある、予見可能な貿易投資環境を推進。公平な競争条件の確保に向けた作業を継続。
- ・市場主導による地域における経済的統合を推進。地域の貿易協定の批准、履行、アップグレードを支援。質の高い包摂的な地域での取組の推進に向けて、リマ宣言に基づきアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）アジェンダの作業を推進。
- ・質の高いインフラ開発・投資を通じた連結性の重要性を再認識。
- ・WTOを中核とする多角的貿易体制の改善に取り組む。MC12での、漁業補助金やサービス手続き等具体的な成果に向けて協力。また、WTOのモニタリング・交渉・紛争解決の機能の改善の取組を支持。

③ 包括性・持続可能性の向上

- ・気候変動に対して早急に具体的な行動の必要性を認識。ネットゼロやカーボンニュートラルへのコミットメントを評価。
- ・2012年の環境物品リストについて、新たな参照リストを作る可能性のある提言の作成と、環境物品リストのHS2022への更新を指示。また、環境物品やサービス貿易に関する非関税障壁の議論を推進。環境サービスの参照リストを歓迎。
- ・非効率な化石燃料への補助金の自主的停止に向けた取組の推進。
- ・安定した多角的なエネルギー供給が持続可能な経済開

発の実現への必要不可欠な役割を認識。エネルギーの強靱性やエネルギー安全保障等を支援する取組を継続。また、安定したエネルギー市場やクリーンなエネルギー移行の重要性を認識。

④ イノベーション及びデジタルによる回復

- ・デジタルトランスフォーメーションやデジタル格差是正の重要性を確認。ペーパーレスによる貿易円滑化に関する取組の促進を歓迎。
- ・新型コロナウイルス感染症による経済的影響などの緩和に向けて、データフローの円滑化及びデジタル取引における消費者とビジネスの信頼強化に関して協力。

2. 3. 経済協力開発機構（OECD）

（1）沿革

第二次大戦後の欧州各国の深刻な経済的混乱を救済すべきとの米国マーシャル国務長官の提案を契機として、1948年4月、欧州の16か国でOECE（欧州経済協力機構）が発足した。その後1961年9月に米国及びカナダが加わり、世界的視野に立った国際機関としてのOECD（経済協力開発機構）へ発展的に改組した。我が国は1964年に21か国目として加盟した。2021年現在、38か国が加盟している。

※OECD加盟国：イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、フィンランド、スウェーデン、オーストリア、デンマーク、スペイン、ポルトガル、ギリシャ、アイルランド、チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロバキア、エストニア、スロベニア、日本、米国、カナダ、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド、スイス、ノルウェー、アイスランド、トルコ、韓国、チリ、イスラエル、ラトビア、リトアニア、コロンビア、コスタリカ

OECDの目的は、加盟国間の自由な意見交換及びピアレビュー、統計の整備等を通じて、[a]経済成長、[b]貿易自由化、[c]途上国支援、の3点に貢献すること（OECDの三大目的）である。理事会の下、政策分野毎の約30の委員会で議論が行われるとともに、閣僚理事会が年1回開催される。2021年度においては、例年とは異なり、事務総長の交代や議長国米国の意向により、春と秋の2回開催された。

(2) 閣僚理事会

(ア) 2021年OECD閣僚理事会(第1部)

(A) 概要

2021年5月31日～6月1日、OECD閣僚理事会(議長国:米国、副議長国:韓国、ルクセンブルク)がテレビ会議形式で開催され、西村経済財政政策担当大臣、鷲尾外務副大臣が出席した。

(B) 主な論点

「共通の価値:グリーンで包摂的な未来の構築」をテーマに、コロナ危機からの回復、世界経済の見通しやリスク、ポストコロナの取組等について議論が行われ、各国からワクチンの接種状況、経済回復期における財政健全化の重要性、グリーンやデジタルなど新たな分野への投資、より包摂的で強靱な経済の再構築、危機におけるOECDの役割の重要性や貢献への期待、デジタル課税の議論を重視する発言があった。また、グリア前事務総長の過去15年にわたる功績について多くの謝意が示されるとともに、2021年5月に新規加盟を果たしたコスタリカを歓迎する発言が相次いだ。会合の最後に、閣僚理事会開催の事実や関連文書の採決等の事実関係及び新旧事務総長への言及を含む「閣僚声明」が発出された。

(イ) 2021年OECD閣僚理事会(第2部)

(A) 概要

2021年10月5日～6日、OECD閣僚理事会(議長国:米国、副議長国:韓国、ルクセンブルク)が対面(一部参加者はオンライン)で開催され、我が国からは岡村OECD代表部特命全権大使、広瀬経済産業審議官、正田地球環境審議官(オンライン)が出席した。広瀬経済産業審議官はグリーン関連セッション(議長:米国ケリー気候変動大統領特使)に参加し、カーボンニュートラルの実現には、エネルギー・産業部門の構造転換を大きく加速させ、民間企業の大胆な投資によるイノベーションの創出が不可欠であるため、今ある技術にのみ限定することなく、将来的なイノベーションを含む動的アプローチをとることが重要である旨指摘し、そうしたトランジションを進めるための考え方に基づいたトランジションファイナンスの取組を紹介した。また、貿易関連セッション(議長:米国タイ通商代表)では、広瀬経済産業審議官より、責任ある企業行動の推進がグローバル・サプライチェーンから強制労働や児童労働を根絶する上で鍵となる中、企業が積極的に取

り組めるような環境を整え、企業の見込み可能性や透明性を確保することが政府の役割である旨発言した。さらに、公平な競争条件(LPF)について、OECDは鉄鋼や半導体など国際的な議論の土台を提供しているが、市場歪曲的な政府支援の実態を更に明らかにするよう調査が行われることを期待すると発信した。

(B) 主な論点

「共通の価値:グリーンで包摂的な未来の構築」をテーマに、気候変動、国際課税、デジタル化、貿易等、経済分野で国際社会が直面する共通の課題について活発な議論が行われた。また、2021年はOECD設立60周年にあたり、OECDの今後10年の理念を示した「OECD設立60周年ビジョン・ステートメント」を採択した。同ステートメントには、世界がグローバルな協力と行動を必要とする課題に直面する中、OECD加盟国が、個人の自由の保護、民主主義、法の支配などの共通の価値を持ち、志を同じくすることを改めて強調し、その上で、世界経済の持続可能な発展に対するコミットを新たにすること等が盛り込まれた。会合の最後には、コロナ禍からの回復、気候変動、強制労働等の今日的課題について各国の立場や見解を踏まえた閣僚声明が採択され、その中で、信頼性ある自由なデータ流通(DDFT)を通じたデジタル経済の前進にコミットする点や、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」等を通じた質の高いインフラ投資への支援、WTO改革や「G20/OECDコーポレート・ガバナンス原則」の見直しの重要性等も盛り込まれた。

3. 世界貿易機関(WTO)

3.1. 多角的自由貿易体制の要としての世界貿易機関(WTO)

1930年代に蔓延した保護主義が第二次世界大戦の一因となったとの反省から、多国間の貿易自由化を目指し、1948年に、最恵国待遇・内国民待遇を大原則とするGATT(関税及び貿易に関する一般協定)が発効した。GATT

T 締約国は、数次のラウンド交渉¹を含む8度の多角的交渉を経て、相当程度の関税削減及び関税以外の貿易関連ルールの整備を実現し、1995年には、G A T Tを発展的に改組してW T O（世界貿易機関）を設立した。

2022年3月現在、164か国が加盟するW T Oは、①交渉（ラウンド交渉などによるW T O協定の改定、関税削減交渉）、②監視（多国間の監視による保護主義的措置の抑止）、③紛争解決（W T O紛争解決手続による貿易紛争の解決）の機能を有する。しかし、W T Oが設立されてから四半世紀が経過し、その間の新興国の台頭や産業構造の変化により、W T Oは現状の貿易を取り巻く問題に十分に対応できていないとの批判があり、一部の国による一方的な貿易制限措置や対抗措置の誘因の一つになっている。このため、保護主義を抑止し、自由で開かれた貿易体制を維持するためにも、W T Oの機能改善に向けた「W T O改革」の機運が高まっている。

①W T Oの交渉機能については、2001年、W T O設立後初のラウンド交渉として「ドーハ開発アジェンダ」が立ち上げられ、現在に至るまで交渉が継続されている。全ての加盟国によるラウンド交渉が進まない中、情報技術協定（I T A）拡大や電子商取引交渉といった有志国による個別ルール・分野毎の複数国間（プルリ）交渉が積極的に行われてきた。②W T Oの監視機能は、多国間の監視により保護主義を抑止するものだが、より効果的な監視メカニズムの構築が求められる。③W T Oの紛争解決機能は、二国間の貿易紛争を政治化させることなく中立的な準司法的手続によって解決するシステムである。新興国を含め、紛争解決手続の活用件数が増加している。我が国もルール不整合である他国の措置による自国の不利益を解消し、先例の蓄積によってルールを明確化させることを目指し積極的に活用している。しかし、上級委員会による判例を通じたルール形成等を米国が問題視し、上級委員の選任を阻止し、2019年12月に機能停止に陥った。紛争解決機能の維持・適正化が急務である。

本節では、ドーハ・ラウンド交渉の状況、情報技術協定（I T A）拡大交渉、環境物品協定（E G A）交渉、新たなサービス協定（T i S A）交渉といったラウンド外の複数

国間（プルリ）交渉のほか、新たな課題への取組、保護主義抑止に向けた取組、W T O協定の実施、紛争解決手続きを概観する。

（ア）ドーハ・ラウンド交渉（多角的交渉の推進）

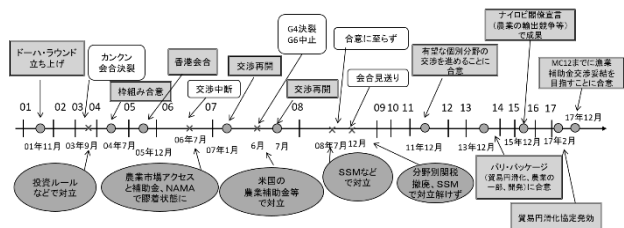
2001年にカタールのドーハで行われた第4回W T O閣僚会議において立ち上げが宣言されたドーハ開発アジェンダ（以下「ドーハ・ラウンド」）（第1図）は、製品の貿易自由化のみならず、サービス貿易、アンチ・ダンピングなどの貿易ルール、環境、途上国問題も含んでおり、グローバル化やI T化が進んだ新たな時代の要請に対応した幅広い分野を扱っていることが特徴である（第2図）。日本にとって本ラウンドの推進は、1.他の先進国及び主要途上国の関税を削減する、2.我が国サービス産業の海外市場への参入を容易にする、3.通商ルール強化により予見可能性を高め、通商紛争を予防する、4.加盟国・地域の国内構造改革を推進するきっかけとなる、等の意義がある。

ラウンド交渉は、経済発展段階や利益・関心の異なる加盟国・地域間での合意を目指すという、複雑かつ困難なものである。先のウルグアイ・ラウンドでは8年間の歳月をかけ、一進一退を繰り返しつつ、関係者の粘り強い交渉により合意が達成された。ドーハ・ラウンドは、2008年7月の閣僚会合の決裂以後、先進国と新興途上国の対立により交渉が停滞し、2011年12月の第8回W T O閣僚会議では、議長総括における「政治ガイダンスの要素」として、ドーハ・ラウンドについて、近い将来の一括受諾の見通しが無いことを認めつつも、「新たなアプローチ」を見出す必要性を共有し、進展が可能な分野で、先行合意を含め議論を進めることが合意された。

その後の交渉を通じて、貿易円滑化、農業の一部、開発が進展可能な分野であるとの共通認識が形成され、2013年12月にインドネシア・バリで開催された第9回W T O閣僚会議（M C 9）において精力的な交渉の結果、W T O設立後初のマルチ協定である貿易円滑化協定を含むバリ・パッケージが合意された。

¹ 1960年に開始された第5回交渉（ディロン・ラウンド）以降、多角的交渉は「〇〇ラウンド」と呼ばれる。

第1図 ドーハ・ラウンド交渉の経緯



資料：経済産業省作成

第2図 ドーハ・ラウンド一括受諾の交渉項目と

主要論点²

農業	関税・国内補助金の削減、輸出補助金の撤廃等
NAMA (非農産品市場アクセス)	関税削減 (スイス・フォーミュラ、分野別関税撤廃)、非関税障壁の撤廃
サービス	外資規制の削減等の自由化、迅速化、その実施に伴う途上国支援
ルール	アンチ・ダンピングの規律強化、補助金の規律強化、漁業補助金の規律導入
貿易円滑化	貿易手続の簡素化、迅速化、その実施に伴う途上国支援
開発	途上国に対する特別な取扱い (S & D)
TRIPS (知的所有権)	ワイン・スピリッツの地理的表示 (GI) 多国間通報登録制度
貿易と環境	環境関連の物品・サービスに係る貿易の自由化・円滑化

資料：経済産業省作成

2015年12月にケニア・ナイロビで開催された第10回WTO閣僚会議 (MC10) においては、農業の輸出競争 (輸出補助金撤廃、輸出信用の規律強化等)、開発分野で合意を得るとともに、I TA拡大交渉の妥結をみた (詳細後述)。ドーハ・ラウンドの今後の扱い及び新たな課題への取組に

ついては、最終的に見解は一致せず、閣僚宣言にドーハ・ラウンド交渉継続の可否に関して両論併記され、また時代に即した新たな課題への取組 (詳細後述) の有無についても、同様に両論併記された。

第11回WTO閣僚会議 (MC11) は2017年12月にアルゼンチンのブエノスアイレスで行われた。成果文書については、閣僚会議の最終日まで参加閣僚による交渉が行われたが、閣僚宣言はまともならず、議長声明の発出にとどまった。また、農業についても、今後の交渉の進め方を含め合意を得ることはできず、先進国、途上国等立場が異なる多くの国の全会一致による合意の難しさが閣僚会議の場においても示された形となった。そうした中でも、各加盟国からはWTOに関与し続ける姿勢は示され、全加盟国での目立った成果は出せなかったものの、漁業補助金について、第12回閣僚会議 (MC12) に向けて議論を継続することとなった。また、電子商取引、中小企業 (MSMEs)、投資円滑化といった新しい課題について、今後のWTOにおける議論を後押しする有志国の共同声明が発出された。

なお、MC11の margins で、第1回日米欧三極貿易大臣会合が開催され、日本、米国、EUの三極が連携し、第三国による市場歪曲的な措置に対処していくことに合意した。直近では、2020年1月にワシントンDCで第7回会合が開催され、産業補助金ルール強化、強制技術移転、市場志向条件、WTO改革 (通報制度改革・電子商取引等) について議論が行われた。

(イ) I TA (情報技術協定) 拡大交渉

(A) 拡大交渉の背景

I TA (情報技術協定) は、IT製品144品目 (HS6桁ベース: 附属書A³掲載品目のみ) について、I TA参加メンバーの当該品目の譲許税率を撤廃する取決めであり、1996年12月のシンガポールWTO閣僚会議の際に日米EU加など29メンバーで合意し、1997年に発効した。その後の参加国拡大の結果、2022年3月現在、I TA対象製品の世界貿易総額の97%以上を占める83メンバー (中国、インド、タイ含む。) が協定に参加している (メキシコ、ブラジル、南アフリカ等は未参加。)。I TAは世界貿易総

² ラウンド立ち上げ当初は、投資、競争、貿易円滑化、政府調達等の透明性のいわゆる「シンガポール・イシュー」が検討の対象として含まれていたが、カンクン閣僚会議で貿易円滑化のみにつき交渉を始めることとされた。

³ I TA対象品目のリストは、附属書A (対象品目がHSによって特定されている品目) と、附属書B (関税分類にかかわらず対象とされる品目リスト) で構成されている。

額の約 15% (5.3 兆ドル (2013 年の貿易データを基に試算)) の関税撤廃に貢献している。主な対象品目は、半導体、コンピュータ、通信機器、半導体製造装置等である。

他方、IT 製品の技術進歩は早く、その後、ITA の品目リストの拡大と対象範囲の明確化に対する各メンバーの産業界から期待が高まっていった。

ITA 拡大交渉は、具体的には、技術進歩により高機能化、デジタル化している医療機器やデジタルビデオカメラ、高機能化・多機能化した新型集積回路等を新たに ITA の対象とする品目リストの拡大や、ITA の対象品目の明確化を目的としていた。

(B) 拡大交渉立ち上げまでの経緯

2011 年 3 月に、日本、米国、韓国、台湾等、17 メンバー 39 業界団体 (その後、同年 5 月に 18 メンバー 41 団体) が ITA 拡大を要請する共同声明を発表した。これを受け、ITA の主要参加国がほぼ全て参加する APEC で、日米が連携して WTO での ITA 拡大交渉に向けた機運の醸成を開始した。具体的には、2011 年 11 月の APEC ホノルル首脳会議で、「APEC エコノミーが品目及びメンバーシップ拡大に向けた交渉開始にリーダーシップを発揮していく」旨に合意した。この APEC 首脳宣言を受けて、日米連携の下、2012 年前半の交渉開始を目指して協定参加メンバー間の意見調整を行ったが、EU は関税交渉と非関税障壁交渉をリンクさせて ITA 拡大交渉を行うべきと強く主張した。ドーハ・ラウンドが停滞する中、産業界の期待に応え、WTO が迅速に結果を出すためには、関税交渉に集中すべきと主張する日米等各メンバーとの間で協議が続いたが、最終的には関税交渉と非関税障壁交渉を切り離すことで EU も合意し、交渉立ち上げの道筋ができた。

2012 年 5 月には、日本、米国等が共同で拡大交渉の開始を呼びかけるコンセプトペーパーを WTO に提出し、5 月 14 日の ITA 15 周年記念シンポジウムの翌日に開催された ITA 委員会公式会合で、ITA 拡大及びそのための作業を開始していくことに各国の強い支持があり、実質的な交渉が開始された。

(C) 拡大交渉妥結までの経緯

交渉立ち上げ以降、月に 1 回の頻度で交渉会合がジュネーブで開催され「品目候補リスト」の作成が進み、2012 年秋からは、フィリピン、シンガポール、中国が参加し、品

目候補の絞り込みが始まったが、中国が多くの対象品目の除外を主張したため、交渉はしばしば中断された。

2014 年 11 月の APEC 北京首脳会議の際に行われた米中首脳会談における米中間の対象品目合意の後、2015 年 7 月、交渉参加メンバーは拡大対象品目 201 品目 (新型半導体、半導体製造装置、デジタル複合機・印刷機、デジタル AV 機器、医療機器等) に合意し、同月、関税撤廃期間や実施スケジュール等の合意に関する宣言文とともに、WTO 一般理事会で報告・公表された。

2015 年 9 月からは、我が国が ITA 拡大交渉の議長を務め、個別の対象品目の関税撤廃期間等に関する交渉を実施。2015 年 12 月、ケニア・ナイロビで開催された第 10 回 WTO 閣僚会議 (MC10) において、林経済産業大臣 (当時) が議長を務め、対象品目の世界貿易額の 90% 以上をカバーする、53 メンバー (EU 加盟国 28 か国 (当時) を含む) で交渉妥結に至った。

201 対象品目の全世界貿易額は年間 1.3 兆ドルを上回り、世界の貿易総額の約 10% に相当し、日本からの 201 対象品目の対世界輸出額は約 9 兆円 (日本の総輸出額約 73 兆円の約 12%)、輸出先での関税削減額は約 1700 億円とされた (交渉当時 2014 年の貿易データを基に試算)。

2022 年 3 月末現在、56 メンバーが協定に参加している。

(D) 最近の動き

2021 年 9 月に開催された ITA 25 周年シンポジウムでは各産業界から IT 技術の発展や世界経済への貢献とともに更なる対象品目拡大交渉の開始などを望む声が寄せられたが、今後の交渉は未定である。

(ウ) EGA (環境物品協定) 交渉

(A) 議論の背景

2001 年のドーハ閣僚宣言において、「環境関連物品及びサービスに係る関税及び非関税障壁の撤廃及び削減」に関する交渉の立ち上げと、貿易と環境に関する委員会特別会合 (CTESS) の設置が盛り込まれ、これを受けて、CTESS において関税削減・撤廃の対象となる環境物品リストに関する議論が行われてきた。

その後、ドーハ・ラウンド交渉が停滞する中で、APEC に場を移して環境物品の関税削減・撤廃が議論された。2011 年 11 月の APEC ホノルル首脳会議で、2015 年末までに対象物品の実効関税率を 5% 以下に削減する旨合意され、2012 年 9 月の APEC ウラジオストク首脳会議で、

その対象品目として 54 品目に合意した。

(B) 交渉立ち上げまでの経緯

A P E C で環境物品 54 品目の関税削減が合意されたことを受け、2012 年 11 月、環境物品の自由化推進国で形成する「環境フレンズ」メンバー（日本、米国、EU、韓国、台湾、シンガポール、カナダ、豪州、ニュージーランド、スイス、ノルウェー）は、W T O での今後の環境物品自由化の交渉の進め方についての議論を開始した。

2013 年 6 月には、米国が「気候変動に関する大統領行動計画」を発表。その中で、A P E C 環境物品リストを基に、W T O において、太陽光、風力、水力、地熱などクリーン・エネルギー技術を含んだ環境物品の貿易自由化に向けた交渉を立ち上げること、今後 1 年間で当該品目の世界貿易シェアの 90% を占める国の参加を目指すこと等に言及した。

その後、2013 年 10 月の A P E C バリ首脳会議において、A P E C 環境物品リストを基に W T O で前進する機会を探求する旨合意したことを受け、ジュネーブにおける議論が加速した。そして、2014 年 1 月に、ダボスの W T O 非公式閣僚会合の開催にあわせて、米国が主導して、有志の 14 メンバー（日本、米国、EU、中国、韓国、台湾、香港、シンガポール、カナダ、豪州、ニュージーランド、スイス、ノルウェー、コスタリカ）が、W T O における環境物品交渉の立ち上げに向けた声明を発表した。

2014 年 7 月に、有志の 14 メンバーで環境物品交渉を立ち上げ、A P E C で合意した 54 品目より幅広い品目で関税撤廃を目指すことを確認した。

(C) 交渉の現状

2014 年 7 月以降、2 か月に 1 ～ 2 回のペースで交渉会合がジュネーブで開催され、2015 年 4 月以降、積み上げが行なわれた品目について、環境クレディビリティの観点から議論が行なわれ、対象品目の絞り込み作業が進められた。

2015 年 1 月からはイスラエルが、3 月からはトルコ及びアイスランドが交渉に加わり、同年 11 月の交渉会合では、同年 12 月のケニア・ナイロビで開催された第 10 回 W T O 閣僚会議（M C 10）での品目合意を目指し議論が行われたものの、合意には至らなかった。

2016 年 5 月の G 7 伊勢志摩サミット、6 月の O E C D 閣僚理事会のマージンでの閣僚級会合を経て、同年 9 月の

G 20 首脳会合までの妥結を目指す方向で合意した。

2016 年 7 月、G 20 上海貿易大臣会合のマージンで、交渉参加 10 メンバーの閣僚級会合が開催された。G 20 貿易大臣会合声明において「9 月の杭州サミットまでに着地点に達した上で、本年末までに行なわれる E G A 閣僚級会合で妥結することを目指す」ことに、中国を含む形で合意した。

2016 年 9 月、G 20 杭州サミット首脳宣言において、「交渉の着地点に到達したことを歓迎し、参加国の核心的な懸念に対処する効果的な方法を見出した上で、残された懸隔を埋め、幅広い環境物品に対する関税撤廃を追求する野心的な未来志向の E G A を 2016 年末までに妥結するための努力を倍加する」との目標が再確認されたことを踏まえ、2016 年 12 月に妥結を目指し閣僚会合を開催した。しかし同会合では対象品目に関する立場の懸隔が埋まらず、妥結には至らなかった。なお、当時は 46 メンバーが交渉に参加していた。

2017 年 8 月に早期交渉再開のモメンタム醸成のため、経済産業省が北京で E G A 北京シンポジウムを主催した。

(D) 最近の動き

E G A 交渉の再開目途は立っていないが、我が国は 2021 年 3 月に世界全体のカーボン・ニュートラル実現に貢献する製品・技術の普及を円滑化させるため、W T O 有志国で構成されたオタワグループの閣僚会合において、環境物品の関税撤廃（風力、燃料アンモニア、水素、自動車、蓄電池、カーボンリサイクル、住宅・建築物、太陽光、資源循環の 9 分野を例示）等を含む「貿易と気候変動」に関する提案を行った。同年 12 月には環境物品の貿易を促進するためのアプローチ等が盛り込まれた「貿易と環境持続可能性に関する閣僚声明」（後述）が発出され、この声明の内容を具体化するプロセスにおいて環境物品交渉に向けた議論が継続されている。

(エ) T i S A（新たなサービス貿易協定）交渉

1995 年の G A T S 発効から長期間が経過し、この間にインターネットの普及を始めとする技術革新の影響を受け、サービスの提供・消費の態様が大きく変化してきていることを背景に、W T O においても状況変化に対応した約束表の改訂や新たなルールの策定が求められてきた。しかしながら、ドーハ・ラウンドが膠着し、急速な進展が見込めない状況となり、各国は F T A / E P A の締結等を通じ

てサービス貿易の自由化を推進してきた。

こうした中、2011年12月に開催された第8回WTO閣僚会議では、1. 途上国が強く支持するドーハ開発アジェンダは打ち切らない一方、2. 一括妥結は当面実現不可能であることを認め、部分合意、先行合意等の可能な成果を積み上げる「新たなアプローチ」を試みることで一致した。

2012年初頭から、「新たなアプローチ」の一環として、有志国・地域によるサービス貿易自由化を目的とした新たな協定の策定に関する議論が開始され、2012年7月5日には、交渉のモメンタムの維持・拡大、有志国・地域以外の国々に対する透明性の確保と議論への参加の奨励を目的として、それまでの約半年間の議論で方向性の一致したものを取りまとめたメディア・リリース「サービス貿易交渉の進展」が公表された。日本を含む有志国・地域は、自由化の約束方法、新たなルールなど、21世紀にふさわしい新たなサービス貿易協定に向けた議論を重ね、2013年6月には、本格的な交渉段階に移ったことを確認する共同発表を行い⁴、2か月に1回程度の頻度で交渉を行ってきた。2016年1月のT i S A非公式閣僚会合で、2016年中の交渉妥結を目標として交渉を加速化することで一致し交渉が行われたが、議論の収束には至らなかった。2016年12月末時点のメンバーは、23か国・地域（日本、米国、EU、豪州、カナダ、韓国、香港、台湾、パキスタン、イスラエル、トルコ、メキシコ、チリ、コロンビア、ペルー、コスタリカ、パナマ、ニュージーランド、ノルウェー、スイス、アイスランド、リヒテンシュタイン及びモーリシャス）。その後交渉は中断している。

（オ）貿易円滑化協定

貿易円滑化協定は、貿易取引の時間とコストを削減し、貿易・投資の拡大を通じた経済の成長・発展を目指す協定である。ドーハ・ラウンド交渉の成果であり、1995年のWTO設立以来はじめて全加盟国が参加して作成された新協定である。

貿易円滑化協定は2004年11月にドーハ・ラウンド交渉の一分野として交渉が開始され、2013年12月第9回WTO閣僚会議でバリ合意の一部として採択された。2014年11月には全加盟国が参加するWTO一般理事会で貿易円

滑化協定をWTO協定に追加するための改定議定書が採択された。その後2017年2月、WTO全加盟国（164加盟国）の3分の2（110加盟国）の受諾により発効に至った。

貿易円滑化協定は、貿易規則の透明性の向上に関する措置、税関手続きの迅速化・簡素化に関する措置、途上国に対する優遇措置及び能力構築などを内容とする。WTOによれば、協定の完全な実施により、加盟国の貿易コストは平均14.3%減少すると試算されている。さらに、貿易円滑化協定は貿易・投資の拡大に加え多角的貿易体制の強化にも資するものであり、協定に含まれる条項がすべての加盟国で完全に実施されるよう、我が国としても積極的な働きかけを行っている。

（カ）新たな課題への取組

2015年12月、第10回WTO閣僚会議（MC10）の閣僚宣言においてドーハ・ラウンド交渉についての「新たなアプローチ」が必要であるとの考えと、交渉を継続すべきとの考えが両論併記され、時代に即した新たな課題への取組を求める国があることも明記された。2017年12月、第11回WTO閣僚会議（MC11）では、電子商取引、投資円滑化、中小企業（MSMEs）、サービス国内規制といった今日的課題について、今後のWTOにおける議論を後押しする有志国の共同声明が発出された。特に電子商取引については、同閣僚会議の機会に、我が国の主導により、豪州、シンガポールと共にWTOにおける電子商取引の議論を積極的に進めるべきとの意思を共有する国を集めた有志国閣僚会合を開催し、71のWTO加盟国が参加する共同声明の発出に至った。2019年1月には、ダボスで非公式閣僚会合を開催し、中国やUAE等も新規に参加した中、76の加盟国で共同声明を発出し、高いレベルのルール作りを目指し交渉を開始する意思を確認した。同年6月のG20大阪サミットの機会には、我が国が「デジタル経済に関する首脳特別イベント」を主催し、米国、EU中国など27か国・地域首脳及びWTOを始めとする国際機関の長が出席した。デジタル経済、特にデータ流通や電子商取引に関する国際的なルール作りを進めていく「大阪トラック」を立ち上げる旨の「デジタル経済に関する大阪宣言」が発

⁴外務省HP（https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press6_000387.html）参照。

出され、WTO電子商取引有志国イニシアティブに参加する78カ国・地域とともに、WTO電子商取引交渉について、第12回WTO閣僚会議（MC12）までに実質的な進捗を得ることを目指すことに合意した。2020年12月には、これまでの成果を統合交渉テキストとして取りまとめ、共同議長報告を公表した。特に、データ関連規律について、高い水準かつ商業的に意義のある成果のための鍵として2021年前期から議論を強化することが明記された。2021年12月に共同議長国閣僚声明が発出され、オンライン消費者保護やオープンガバメントデータ等の8つの条文で意見の収斂を達成したことなど、これまでの交渉の進捗を確認するとともに、2022年末までに残る論点の多くについても収斂を目指すことが示された。日本としては、越境データ流通、データ・ローカライゼーション禁止、ソース・コード及びアルゴリズム並びに暗号保護等のデータ関連規律は「高い水準かつ商業的に意義のある成果のための鍵である」という立場であり、DFFTの考え方の下でこれら規律のグローバル化を目指していく方針である。なお、2022年3月現在、86カ国・地域がWTO電子商取引交渉に参加している。

サービス国内規制については、1999年から国内規制作業部会においてルール交渉が進められてきたものであるが、コンセンサスを得られず、MC11以降有志国のイニシアティブとして議論が重ねられてきた。2019年5月のOECD閣僚理事会の際には、有志国によりサービスの国内規制に関する閣僚会合が開催され、2020年6月の第12回閣僚会議（MC12）に向けて作業を継続する旨の共同声明が発出された。その後、新型コロナウイルス感染症の影響でMC12自体は延期されたが、2021年11月にサービス国内規制に関する参照文書に関する交渉は妥結し、同年12月、大使級によって交渉妥結を確認する「WTOサービス国内規制に関する交渉の妥結に関する宣言」が発出された。現在は、賛同する国・地域が「サービスの貿易に関する一般協定（GATS）」の約束表に、追加的な約束として参照文書を盛り込む手続を進めている。

2020年11月、環境への関心の高まりを背景に、MC12に向け、日本を含む53カ国・地域が貿易と環境問題に関する様々な論点を議論していく「貿易と環境持続可能性に関する構造的ディスカッション」（TESSD）を立ち上げる提案を行い、2021年、WTOにおける議論を開始し

た。同年3月には、日本より、温室効果ガス削減に資する製品・技術の普及を円滑化するため、関税撤廃や規制面に関するルール作り、途上国の能力構築を柱とした提案をオタワグループ閣僚級会合において行った。MC12での発出が予定されていたがMC12の延期を受けて、2021年12月、貿易と環境持続可能性に関する閣僚声明を71カ国・地域（日本・米国、EU、中国等）で発出し、環境物品・サービスの貿易を促進するためのアプローチの検討、WTOルールに合致した気候変動対策について専門的な議論の開始など、TESSDで継続して議論することに合意した。

（キ）新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を踏まえ、我が国やカナダ、EUなどが参加するオタワグループの2020年6月の閣僚級会合では、現在及び将来の危機に備え、医療関連製品の貿易円滑化に向けた検討を進めることに合意した。同年11月のオタワグループ閣僚級会合で、必要不可欠な医療関連物資を確保するために各国が取るべき行動として、輸出規制の規律強化、コロナ関連の必需品の一時的な関税削減・撤廃への努力（関税撤廃・削減の範囲や実施方法は各国が自由に決定）、貿易円滑化に関する基準分野でのベストプラクティスの共有、コロナショックに対処するための貿易関連措置の透明性向上等を盛り込んだ「貿易と保健イニシアティブ」を取りまとめ、翌12月の一般理事会に提出した。その後も、MC12における閣僚宣言としての採択を目指し、内容の改訂や参加国の拡大に取り組んだ。

なお、新型コロナウイルス感染症に関連するWTOにおける他の取組としては、2020年10月、インド及び南アフリカからTRIPS理事会に対し、新型コロナウイルス感染症の予防、封じ込め及び治療のために、同感染症対策関連の医療品（治療薬、ワクチン、診断キット、マスク、人工呼吸器等）へのタイムリーなアクセスを可能とすることを目的として、TRIPS協定上の一部の義務（著作権、意匠、特許、非開示情報の保護と、それらの権利行使に関する義務）を当面免除することを一般理事会において決定すべき旨の提案がなされた。当初、我が国、米国、EU等の先進国は上記提案に反対していたが、2021年5月5日、米国より、ワクチンに係る知的財産保護の免除について支持することが表明された。これを受け、2021年5月21日

に、インド・南アフリカ等の提案国から上記提案の修正提案が提出されるなど、議論が活性化することとなった。これに対し、上記提案に対抗するため、2021年6月4日、EUより新型コロナウイルス感染症に対する緊急の貿易政策対応の一部として、TRIPS協定上既に整備されている特許権に係る強制実施権（31条、31条の2）に関する要件の明確化がWTO一般理事会及びTRIPS理事会に提案された。その後、累次の公式及び非公式のTRIPS理事会が開催されたが、議論は膠着している。（2022年3月時点）。

（ク）紛争解決手続に付託して解決を図っている事案

我が国は、WTO協定に違反する外国政府の政策・措置について、二国間交渉やWTO紛争解決手続等、あらゆる機会を通じてその是正を図っている。我が国が当事国としてWTO紛争解決手続に付託し、解決を図っている最近の事例は以下のとおりである。

（A）中国の日本製ステンレス製品AD措置

2018年7月、中国政府は、中国国内企業からの申請を受けて、日本、EU、インドネシア及び韓国からのステンレススラブ、ステンレス熱延鋼板（カットシート及び厚板）及びステンレス熱延コイルの輸入に対するAD調査を開始し、2019年7月、当該製品の輸入について、ダンピングの事実、国内産業の認定及びこれらの因果関係があるとして、AD税賦課の最終決定を行った。

中国政府は、調査対象に包含する多種多様な製品の平均価格の低下傾向を指摘するのみで、それらの競合関係及び国内価格への影響を実質的に分析していない。また、調査対象国・地域からの輸入による効果を累積（一括）評価しているが、かかる累積評価は調査対象国間の競争状況から見ても適切でない。よって、本件AD措置は、AD協定に違反する。

我が国は中国政府に対し、二国間の対話による解決を図ってきたが、解決に至らなかったため、2021年6月、本件AD措置について、WTO協定に基づく二国間協議要請を行い、WTO紛争解決手続が開始された。同年7月、二国間協議を実施したが、解決に至らず、同年8月、WTOに対して本件につきパネル設置を要請し、同年9月にパネルが設置された。

引き続き中国政府に対し、WTO協定に整合的でないAD措置の撤廃・是正を求めていく。

（B）インドの日本製熱延鋼板に対するセーフガード措置

インド政府は2015年9月、熱延鋼板に対するセーフガード調査を開始し、その2日後暫定措置を発動する旨の決定を行い暫定措置による課税を開始した。2016年3月、インド政府は熱延鋼板の輸入増加及び国内産業への損害のおそれ等を認定する最終答申を行い、これを受けて暫定措置の開始から起算して2年6か月間のセーフガード措置を発動する旨の官報告示を行った。

WTO協定上のセーフガードの発動要件として、輸入の増加が「GATTに基づいて負う義務の効果」として生じていることが必要であるが、インドの最終報告書において、その義務の効果により輸入が増加したとの適切な認定がされていない。

また、日本はインドとの間に日本・インド包括的経済連携協定（日印CEPA）を締結しており、当該品目の関税を引下げている。しかし、日印CEPAに基づく関税譲許の義務は、上記GATT19条1項(a)の規定する「GATTに基づいて負う義務」ではないため、WTO協定上のセーフガードを発動するための調査において、日印CEPAによる関税譲許の効果として生じている輸入増加を考慮してはならないと考えられる。

さらに、インドの調査報告書において、中国の過剰生産やインド国内での需要増加等の事実をGATT19条1項(a)に規定する「事情の予見されなかった発展」として認定しているが、これらの事実は単なる需給関係の変化であって予見の範囲内であると考えられる。また、先例上、国産品と輸入品の競争条件について国産品にのみ不利な変更を生じさせるようなものでなければならぬと解釈されているところ、インドの述べる事実は輸入品と国産品の双方に同じく影響し、国産品の競争条件に不利な変更を生じさせるものではないため、「事情の予見されなかった発展」には該当しないと考えられる。

加えて、セーフガードを適切に発動するためには、GATT19条1項(a)やSG協定上の実体要件・手続要件を満たす必要があるが、これら要件の多くも適切に満たしていないと考えられる。

以上のように、インド当局は上記発動要件を適切に認定しておらず、本措置はGATT19条1項(a)やSG協定に不整合であると考えられる。

我が国は、2015年9月の調査開始以降、インドの本件措

置に関し、意見書の提出及び公聴会への参加等を通じWTO協定への抵触の可能性を指摘してきた。しかしながら、本措置の撤廃の動きが見られなかったことから、2016年12月、我が国はインドに対してWTO協定に基づく二国間協議要請を行った。二国間協議は2017年2月に実施されたが、熱延鋼板のセーフガードについては協議による解決に至らなかったため、同年3月にパネル設置を要請し、同年4月にパネルが設置された。2018年11月、パネルは我が国の主張をほぼ受入れ、本措置は協定に非整合的であると判断した。インドはパネルの判断を不服として2018年12月14日に上訴し、2022年3月現在は上級委員会に係属中である。

(C) 韓国の日本製ステンレス棒鋼に対するAD措置

2016年6月、韓国政府は、日本からのステンレススチール棒鋼に対する第3次サンセットレビューを開始し、2017年6月、3年間課税措置を延長する旨の決定をした。

AD協定第11.3条は、AD課税はその賦課の日又は最新の見直しの日から5年以内に撤廃することを原則とし、例外的にAD措置の継続が許容されるためには、AD税の撤廃がダンピング及び損害の存続又は再発をもたらす可能性が必要であることを規定する。本件では、日本産輸入品は特殊用途向け製品が多く、他方で、韓国の国内産品や同じく調査対象国であるインドからの輸入品は汎用向け製品が多く、日本産輸入品は韓国産品に対して重大な損害を与えるような競争関係になく、また、韓国市場には中国等からの低価格輸入が大量に存在しているところ、日本産輸入品に対するAD課税の撤廃により、韓国国内産業への損害が再発する可能性があるとする認定には瑕疵があり、AD協定第11.3条に違反する。

我が国は、2018年6月、WTO協定に基づく二国間協議要請を行い、同年8月、二国間協議を実施したが、韓国側から措置撤廃に向けた見通しが示されないことから、同年9月、WTO協定に基づくパネル設置要請を行い、同年10月にパネルが設置された。

2020年11月に発出されたパネル報告書は、日本産輸入品が韓国産品より相当程度高価であることや中国等からの低価格輸入が大量に存在していることが適切に考慮されていないため、日本産輸入品に対するAD課税の撤廃により、韓国国内産業への損害が再発する可能性があるとする認定に瑕疵があり、AD協定第11.3条に違反すると判

示した。また、日本生産者に輸出余力があるとする認定の前提として、日本生産者の生産能力を認定する際に、必要なパラメーターを示すことなく日本生産者自身が提出したデータを用いなかった点についても、上記認定は合理的理由を欠き瑕疵があり、AD協定第11.3条に違反している。その他、秘密情報の扱い（AD協定第6.5条）や二次情報の扱い（同第6.8条）についても協定違反を認定し、結論として韓国に対し本件措置の是正を勧告した。

2021年1月、韓国がWTO上級委員会に上訴し、2022年3月現在は上級委員会に係属中である。

(D) インドのICT製品に対する関税引上げ措置

インド政府は、インド国内における生産を促すため、自国のWTO協定譲許表において無税（0%）を約束している一部のICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）製品について、予算法案（及びその後の予算法）や国内通達において、関税の引上げ措置を導入。2014年以降、フィーチャーフォン、スマートフォン、携帯電話用基地局、デジタルマイクロ波通信装置、プリント回路基板アセンブリ、スマートフォン用LCDモジュールなど様々なICT製品について、複数回の関税の引上げを実施している。

これらの関税引上げ措置については、譲許税率を超えない関税率の適用を義務付けるGATT第2条に違反する可能性が高い。

そのため、2019年5月、インド政府に対してWTO協定に基づく二国間協議を要請した。しかし、協議による解決には至らなかったため、2020年3月、パネル設置要請を行い、同年7月にパネルが設置された。現在はパネル手続きが進行中である。

本件についてはEU及び台湾もパネル設置を行っており、引き続き当該国・地域等と連携を図り、インド政府に対し、本件の早期撤回を求めていく。

なお、協議要請後の2020年2月、パネル設置後の2021年2月、2022年1月に係争中の物品の一部について更なる関税引上げが行われた。

3. 2. 経済連携

(1) 経済連携協定(EPA/FTA)

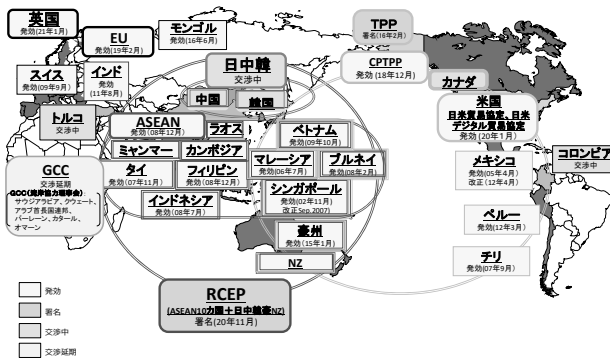
EPA(経済連携協定)/FTA(自由貿易協定)とは、物品関税の削減・撤廃、サービス貿易の自由化、投資環境

の整備、ビジネス環境の向上に関する協議の場の設置等を規定し、幅広い経済関係の強化を目的とする2国間又は多国間の国際協定をいう。

経済連携の推進は、国内に立地する輸出企業にとっては、関税削減等を通じた輸出競争力の維持又は強化の面で意義があり、他方で、外国に投資財産を有する企業やサービスを提供する企業にとっては、海外で事業を展開しやすい環境が整備されるという点で意義がある。

1990年代以降、国際経済環境や各国の開発戦略の変化により地域統合の動きが加速し、EPA／FTAの締結数が年々増加してきている。その背景としては、①欧米諸国が経済的関係の深い近隣諸国との間で貿易・投資の自由化・円滑化等による経済連携を図る動きを活発化させたこと(例:米国がNAFTA(1994年発効)、EC(1993年にEUへ発展)が単一市場の構築への取組を加速させる等)、②韓国や台湾、ASEANなどのアジア諸国がいち早く経済開放を推し進めることにより高成長を果たす中、チリ・メキシコ・ペルー等の新興国が貿易・投資の自由化や市場メカニズムの導入へと経済政策を転換させ、その中でEPA／FTAを活用する戦略を採ったこと、さらに、③2000年代後半以降、WTOドーハ・ラウンド交渉が停滞する中、世界の主要国が貿易・投資の拡大のために積極的にEPA／FTAを結ぶようになったこと等が挙げられる。GATT第24条等に基づく地域貿易協定(RTA)の通報件数を見ると、1948年から1994年の間にGATTに通報されたRTA(FTAや関税同盟等)は124件であったが、1995年のWTO創設以降、2022年1月1日時点でGATT／WTOに通報された発効済みRTAは557件に上る。以下、2021年度までの取組について説明する。

第3図：日本の経済連携の推進状況



基本方針には、「現代的な、包括的な、質の高い、かつ、互恵的な経済連携協定」を達成すること、物品・サービス・投資以外に、知的財産・競争・経済技術協力・紛争解決を交渉分野とすること、が盛り込まれている。第1回RCEP交渉会合は、2013年5月にブルネイで開催され、高級実務者による全体会合に加えて物品貿易、サービス貿易及び投資に関する各作業部会が開催された。

第1回交渉会合が開催されて以降、3回の首脳会議、19回の閣僚会合及び、31回の交渉会合が開催を経て、2020年11月15日の第4回RCEP首脳会議の機会に署名に至った。インドは、交渉立上げ宣言以来、2019年11月の第3回RCEP首脳会議に至るまで7年間にわたり、交渉に参加してきたが、その後交渉への参加を見送った。我が国を始め、各国はその戦略的重要性から、インドの復帰を働きかけたが、2020年の署名は、インドを除く15か国となった。しかしながら、RCEP協定署名の際、RCEP協定署名国は、RCEP協定がインドに対して開かれていることを明確化する「インドのRCEPへの参加に係る閣僚宣言」を发出し、インドの将来的な加入円滑化や関連会合へのオブザーバー参加容認等を定めた。

署名後、各国の国内手続きを経て、2022年1月1日より、日本、オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、中国、ラオス、ニュージーランド、シンガポール、タイ、ベトナムの10カ国についてRCEP協定が発効し、続いて、韓国（同年2月1日）、マレーシア（同年3月18日）についても発効した。

(B) 環太平洋パートナーシップ協定（TPP：Trans-Pacific Partnership）（2016年2月4日署名）

我が国は、環太平洋パートナーシップ協定（以下「TPP」という。）に関し、2013年3月に参加を表明、同年7月から豪州、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、シンガポール、ペルー、米国、ベトナムの11か国との交渉に参加した。その後の交渉を経て、2015年10月米国アトランタで大筋合意に至り、2016年2月4日にオークランドで署名がなされた。

日本国内においては、2016年12月9日に、TPP協定が国会で承認されるとともに、関連法案が可決・成立した。その後、2017年1月20日、TPP協定原署名国12ヶ国の中で最も早く国内手続き完了の通報を協定の寄託国であるニュージーランドに対して行った。

一方、米国は、2017年1月30日に、TPP協定の締約国になる意図がないことを通知する書簡を協定の寄託国であるニュージーランド及びTPP協定署名国各国に対して発出した。

(C) 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP：Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership）（2018年3月8日署名）

2017年1月の米国によるTPP協定離脱の通告後、米国を除くTPP協定署名11か国の尽力により、2018年3月8日、チリにおいて環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「CPTPP」という）の署名を実現。その後、メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、豪州が国内手続きを完了させ、2018年12月30日これら6か国間で発効。2019年1月14日にはベトナムを加えた7か国間で効力を生じた。CPTPPの発効によって、モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野で21世紀型のルールを、アジア太平洋に構築し、自由で公正な巨大市場を作り出すことが期待される。

2019年1月19日には東京で第1回TPP委員会が閣僚級で開催され、新規加入に関する手続等が決定された。2019年10月7-9日には、ニュージーランド・オークランドにて、第2回TPP委員会が開催され、委員会では、①TPP委員会の手続規則、②紛争処理のパネル議長登録簿に関する決定文書が採択された。併せて、物品貿易・SPS・中小企業・競争力及びビジネス円滑化等の12の小委員会等が開催された。

2020年8月6日には、テレビ会議形式で、第3回TPP委員会が開催。委員会では、コロナ危機からの経済回復が議論の焦点となる中で、CPTPPを通じた自由貿易の推進が重要であることについて確認するとともに、特にサプライチェーンの強靱化やデジタル化に向けたCPTPP協定の活用に関する意見交換を行った。また、物品貿易、SPS、TBTなど15の小委員会等が開催され、各国専門家の間で議論がなされた。

2021年2月1日、英国が寄託国であるニュージーランドに対して加入要請を通報した。我が国は、2021年のTPP委員会の議長国として、ハイスタンダードかつバランス

の取れたCPTPPの進化及び拡大に向けて議論をリードしていく旨表明している。

2021年6月2日、テレビ会議形式で第4回TPP委員会を開催し、英国の加入手続の開始及び英国の加入に関する作業部会（議長：日本、副議長：豪州及びシンガポール）の設置を決定した。

2021年7月21日、ペルーが寄託国であるニュージーランドに対し、国内手続を完了した旨を通報し、9月19日に8番目の締約国として発効。

2021年9月1日、テレビ会議形式で第5回TPP委員会を開催し、電子商取引商委員会の設置を決定した。2021年9月16日に中国が、9月22日に台湾が、12月17日にエクアドルが、寄託国であるニュージーランドに対して加入要請を通報した。我が国としては、加入関心を持つエコノミーが本協定の全ての義務を遵守できるのかどうか、しっかり見極め、戦略的観点も踏まえて他のCPTPP参加国とも議論して対応する旨表明している。

2021年9月28日・29日以降、第1回英国加入作業部会が開催され、英国から本協定の義務の遵守について説明を聴取した。2022年2月18日に同加入作業部会を終了し、市場アクセス交渉を開始すべく、加入作業部会の議長国である日本から、英国に市場アクセスオファーの提出を指示した。

(D)日EU・EPA(2019年2月1日発効)

我が国とEUは、世界人口の約1割、貿易額の約4割、GDPの約3割（発効時）を占める重要な経済的パートナーであり、日EU・EPAは、日EU間の貿易投資を拡大し、我が国の経済成長をもたらすとともに、世界の貿易・投資のルール作りの先導役を果たすものといえる。EUは、近隣諸国や旧植民地国を中心としてFTAを締結してきたが、2000年代に入り、韓国等の潜在的市場規模や貿易障壁のある国とのFTAを重視するようになった。さらに、2016年10月には先進国であるカナダとの包括的経済・貿易協定(CETA: the Comprehensive Economic and Trade Agreement)に署名した。また、南米南部共同市場(メルコスール)との貿易協定(EU-Mercosur Trade Agreement)は、2019年6月28日、政治合意に至っているが、署名には至っていない。

日EU・EPAについては、2013年3月に行われた日EU首脳電話会談において、日EU・EPA及び戦略的パー

トナーシップ協定(SPA)の交渉開始に合意し、2017年4月までに計18回の交渉会合が開催された後、同年7月に大枠合意、同年12月には、安倍内閣総理大臣とユンカー欧州委員会委員長が電話会談を実施し、交渉妥結に達したことを確認した。その後、2018年7月17日に署名、同年12月21日に日EU・EPA双方は本協定発効のための国内手続を完了した旨を相互に通告し、2019年2月1日に発効した。なお、投資保護規律及び投資紛争解決については別途協議を継続している。

2021年2月にはオンラインで第2回日EU・EPA合同委員会が開催され、日EU・EPAのこれまでの運用状況の確認や、日EU間の貿易を一層促進するための今後の取組等に関する議論を行った。加えて、データの自由な流通に関する規定を日EU・EPAに含める必要性を再評価すべく、予備的協議を行うことで一致した。また、2021年3月までに物品貿易や政府調達、サービス貿易、投資の自由化及び電子商取引等12分野の第2回専門委員会・作業部会を実施した。2021年度においては、2021年7月にストックテイク会合を行い、双方の問題意識を明確にした上で、10月以降に各専門委員会・作業部会の議論を開催し、各分野について具体的な議論を行った。各専門委員会・作業部会での議論を踏まえて2022年3月に第3回日EU・EPA合同委員会を開催し、日EU・EPAに基づく保護の対象となる地理的表示(GI)を双方それぞれ28件ずつ追加すること等に合意したほか、データの自由な流通に関する協議を継続することで一致した。

(E)日英包括的経済連携協定(日英EPA)(2021年1月1日発効)

英国のEU離脱に伴う移行期間が2020年12月31日に終了し、2021年1月から日EU・EPAが英国に適用されなくなることを踏まえ、我が国は日本企業のビジネス継続性を確保することを目的として2020年6月9日に日英EPA交渉を開始し、英国との日EU・EPAに代わる新たな貿易・投資の枠組みの構築を目指した。新型コロナウイルス感染症による影響により交渉の殆どがオンライン会議にて実施され、同年9月に大筋合意、同年10月23日には、茂木外務大臣とトラス国際貿易大臣により署名が行われた。その後両国議会での承認を終え、翌2021年1月1日に発効した。

英国にとって日英EPAは、英国のEU離脱後、主要先

進国との間で初めて新規に締結されたF T Aとなった。日英E P Aでは日E U・E P Aの高い水準の関税撤廃率を維持しつつ、鉄道車両・自動車部品等の一部品目において英国市場へのアクセスを改善したほか、ルール面においても電子商取引・金融サービス等の一部の分野で日E U・E P Aよりも先進的かつハイレベルなルールを規定した。2021年10月以降、英国のE U離脱後の日英E P Aの運用状況の確認や、日英間の貿易を一層促進するための今後の取組などに関して、日英E P Aの各専門委員会・作業部会にて意見交換・議論を行った。これらの結果を踏まえ、2022年2月に第1回日英合同委員会を開催し、日英間で、デジタル貿易や気候変動等の分野で日英間の連携を更に強化していくことを確認した。

(F)日ASEAN包括的経済連携(A J C E P)協定

ASEAN全加盟国とのE P Aである日・ASEAN包括的経済連携(A J C E P)協定は、2004年11月の首脳間での合意に基づき2005年4月より交渉を開始し、2008年4月14日に各国持ち回りでの署名を完了し、2008年12月から加盟国との間で順次発効している。2010年10月より交渉が行われていたA J C E P協定のサービス貿易・投資に係る改正議定書については3年にわたる交渉を経てルール部分について実質合意に至り、2013年12月の日・ASEAN特別首脳会議において同成果は各国首脳に歓迎された。その後、残された技術的論点の調整等を実施した結果、2017年11月の日ASEAN非公式経済大臣会合において、A J C E P協定のサービス貿易・投資に係る改正議定書についても、閣僚レベルの交渉終結に合意。2019年2～4月に持ち回りでの署名を実施。2020年8月1日に、既に国内手続きが完了していた日本、ラオス、ミャンマー、シンガポール、タイ及びベトナムの間で発効。次いで国内手続きを完了したブルネイで10月1日に、2021年に入りカンボジア、フィリピン、マレーシアでも発効。2022年2月1日にインドネシアで発効し、全加盟国で改正議定書が発効。

(G)日中韓F T A(交渉中)

日中韓3か国は、世界における主要な経済プレイヤーであり、3か国のG D P及び貿易額は、世界全体の約2割を占める。日中韓F T Aは、3か国間の貿易・投資を促進するのみならず、アジア太平洋自由貿易圏(F T A A P)の実現にも寄与する可能性のある重要な地域的取組の一つ

である。

2013年3月に交渉を開始して以降、2019年11月までに計16回の交渉会合を実施し、物品貿易、原産地規則、税関手続、貿易救済、物品ルール、サービス貿易、投資、競争、知的財産、衛生植物検疫(S P S)、貿易の技術的障害(T B T)、法的事項、電子商取引、環境、協力、政府調達、金融サービス、電気通信サービス、自然人の移動等の広範な分野について議論を行っている。

また、2019年12月の第12回日中韓経済貿易大臣会合では、地域の経済統合や持続可能な発展に貢献するために、3か国の産業相互補完性を十分に活用し、貿易・投資の協力レベルを高めるべきであるという考えが共有され、日中韓F T A交渉を加速するよう事務方に指示があった。その後、同年同月の第8回日中韓サミットでは、その成果文書「次の10年に向けた3か国協力に関するビジョン」において、R C E P交渉に基づき、独自の価値を有する、包括的な、質の高い互恵的な協定の実現にむけて、日中韓F T A協定の交渉を加速していくことが確認された。

(H)日コロンビアE P A(交渉中)

コロンビアは、太平洋と大西洋に面する北米と南米の結節点に位置し、豊富なエネルギー・鉱物資源を有する。また、中南米第3位である約5,100万人の人口を有するほか、平均経済成長率は3.7%と安定(2010-2019年)。新型コロナウイルス感染症の影響で2020年の実質G D P成長率はマイナス6.8%となったが、2021年は7.6%(予測値)と回復する見込み。中南米地域で自由開放経済を主導する太平洋同盟のメンバーであり、米国・カナダ・E U及び韓国とのF T Aも発効済である。日コロンビアE P Aを通じた貿易・投資環境の改善により輸出入及び日本企業によるコロンビアへの投資の拡大が期待されている。

2012年9月に行われた日コロンビア首脳会談にて、両国はE P A交渉を開催することで一致。同年12月に第1回交渉会合が開催され、2015年8月から9月にかけて第13回交渉会合が開催された。以降、両国間で様々なやりとりが継続している。

(I)日トルコE P A(交渉中)

トルコは、人口8,400万人を超え(2021年末時点)、国民の平均年齢が30歳前半と若い魅力的な国内市場を持つ。加えて、欧州及び周辺国市場への生産拠点として注目されている。日トルコE P Aによって、欧州企業や韓国企

業といった競合相手との競争条件の平等化が図られ、トルコへの日本企業の輸出が後押しされるとともに、トルコの投資環境関連制度の改善により、トルコへの日本企業の投資促進も図られることが期待される。

トルコと我が国は2012年7月に第1回日トルコ貿易・投資閣僚会合を開催し、日トルコEPAの共同研究を立ち上げることにつき合意した。これを受けて、同年11月に第1回、2013年2月に第2回の共同研究が開催され、同年7月に日本・トルコの両政府にEPA交渉開始を提言する共同研究報告書が発表された。

共同研究報告書を受けて、2014年1月に行われた日トルコ首脳会談にて、両国はEPA交渉を開始することで一致し、同年12月に第1回交渉会合が開催され、2019年10月までに計17回の交渉会合を開催した。特に、2019年は1月・6月には閣僚級で議論するとともに、同年中に5回の交渉会合を実施するなど交渉が加速。また、2019年7月に行われた日トルコ首脳会談において、両首脳はEPAの早期妥結に向け更に交渉を加速することを確認した。以降、両国間で様々なやりとりが継続している。

(J)原産地証明書の電子化

①貿易関連の国際手続きのデジタル化

まず、海外と連携して取り組んでいる課題として、原産地証明書（以下、CO）の電子化が挙げられる。これまでCOは紙でやりとりされることが多く、事務コストが高いこと、COの紛失・遅延等のリスクがあることから、EPA等を利用する事業者からは、貿易円滑化の観点から電子化のニーズが高まっている。このため、前述の「総合的なTPP等関連政策大綱」においても、COのデジタル化について政府一丸となって取り組むこととされている。日本国税関では、既にCOのPDFファイル等による提出を認めているが、日本で発給するCOについても、2022年1月より、日タイEPA及びRCEP協定を対象に、原則としてPDFファイルでの発給を開始した。なお、日豪EPAでは、2016年11月から、紙を原本としつつPDFファイルもCOの写しとして発給している。また、当局間で直接やりとりを行うCOのデータ交換は、取引コストをさらに引下げることが期待されており、こうした仕組の構築に向けて、タイ、インドネシア、ASEANとの間で協議が進められている。

②EPA関連の国内手続きのデジタル化

国内における取組として、2021年8月、JETROが原産地証明書の申請書類作成を支援するソフト（通称、「原産地証明書ナビ」）を公表し、同ソフトの無償提供を開始した。これにより、輸出に当たってEPAを利用／検討している企業（特に中小企業）が、CPTPPを含むEPAの原産地証明書を簡易かつ効率的に作成できるようになった。また、令和3年度補正において、中堅・中小企業が簡易かつ低コストでEPAを利用するためのデジタルプラットフォームを整備するための実証を実施している。当該実証を通じて、①輸出品及び原材料に対応するHSコードの検索、②各EPAの関税率・PSRの比較による最適なEPAの選択、③原産性の証明に必要な書類の準備、④原産性の証明に必要なサプライヤーからの情報提供等のプロセスをワンストップでサポートするプラットフォームを開発する。

(2) 投資協定

投資協定とは、投資先国での自国投資家及びその財産の保護や締約国間の投資自由化等を約束する国家間の条約である。海外に投資した投資家やその投資財産の保護、規制の透明性向上等により、投資を促進するための内容を規定している。

1. 2021年10月時点で海外に拠点を構える日系企業の数は77,551拠点を数えるに至り、また、我が国の対外直接投資は2021年に231,125億円となっている。
2. 我が国から海外への投資が一層進んでいると同時に、新興国を中心に世界の市場も急速な勢いで拡大を続けており、日本企業や日系企業は、熾烈な海外市場の獲得競争に晒されている。我が国の経済成長をより強固で安定的なものにしていくためには、貿易投資立国としての発展を目指し、世界のビジネス環境をより一層整備していく必要がある。かかる観点から、投資家やその投資財産の保護、規制の透明性向上、機会の拡大等について規定する投資協定及び投資章を含む経済連携協定（EPA）／自由貿易協定（FTA）（以下、投資関連協定）は、投資支援のツールとしての重要性を一層増しており、日本政府は、他の経済政策と並び、既存協定の改正を含む投資関連協定の締結を一層加速し、投資環境の整備を進めている。
3. 2016年5月に策定された「投資関連協定の締結促進

等投資環境整備に向けたアクションプラン」(アクションプラン)では、2020年までに、100の国・地域を対象に投資関連協定を署名・発効すること、投資市場への新規参入段階から無差別待遇を要求する「自由化型」の協定を念頭に、高いレベルの質を確保すること等を指針として掲げ、積極的かつ集中的に投資関連協定の締結に取り組んできた。

4. 2021年3月には、「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン(成果の検証と今後の方針)」を策定し、アクションプラン以降の取組を検証した。アクションプランの策定以降、我が国は、2022年4月現在までに、新たに20の投資関連協定(45の国・地域)が発効済み又は署名済みとなった。特に、二国間投資関連協定のみならず、CPTPP、日EU・EPA、AJCEP、RCEPなど、多国間の投資関連協定交渉にも積極的に取組、締結・発効に至っている。加えて、多くの投資関連協定において、自由化型、我が国産業界が重視する公正公平待遇、投資家と国家の間の紛争解決規定(ISDS)等が盛り込まれている。
5. 更に、今後の方針としては、アクションプランにおいて100の国・地域という目標値が設定されたことをふまえて、今後の投資先としての潜在力の開拓や他国の投資家と比較して劣後しないビジネス環境の整備等に向け、引き続き戦略的観点及び質の確保の観点を考慮した取組を進めることとし、特に、中南米及びアフリカを中心的な検討先とすることを明記した。加えて、投資関連協定の実効性の観点から、経済関係団体等との連携、在外公館・JETRO等を通じた、積極的な情報発信に努めることとしている。
6. なお、2022年4月現在で54本の投資関連協定が署名され、うち52本が発効済みとなっている(表)。また、交渉中の協定を含めれば94の国・地域をカバーすることとなった。今後も、産業界のニーズや相手国の事情に応じながら、新規協定の締結及び既存協定の改正に向けた交渉を一層積極的に進めていく必要がある。

表2：我が国の投資関連協定締結状況

締結相手国(地域を含む)	署名	発効
エジプト	1977年1月28日	1978年1月14日
スリランカ	1982年3月1日	1982年8月7日
中国	1988年8月2日	1989年5月14日
トルコ	1992年2月12日	1993年3月12日
香港	1997年5月15日	1997年6月18日
パキスタン	1998年3月10日	2002年5月29日
バングラデシュ	1998年11月10日	1999年8月25日
ロシア	1998年11月13日	2000年5月27日
シンガポール (経済連携協定)	2002年1月13日	2002年11月30日
韓国	2002年3月22日	2003年1月1日
ベトナム	2003年11月14日	2004年12月19日
メキシコ(経済 連携協定)	2004年9月14日	2005年4月1日
マレーシア(経 済連携協定)	2005年12月13日	2006年7月13日
フィリピン(経 済連携協定)	2006年9月9日	2008年12月11日
チリ(経済連携 協定)	2007年3月27日	2007年9月3日
タイ(経済連携 協定)	2007年4月3日	2007年11月1日
カンボジア	2007年6月14日	2008年7月31日
ブルネイ(経済 連携協定)	2007年6月18日	2008年7月31日
インドネシア (経済連携協定)	2007年8月20日	2008年7月1日
ラオス	2008年1月16日	2008年8月3日
ウズベキスタン	2008年8月15日	2009年9月24日
ペルー	2008年11月21日	2009年12月10日
ベトナム(経済 連携協定)※1	2008年12月25日	2009年10月1日
スイス(経済連 携協定)	2009年2月19日	2009年9月1日
インド(経済連 携協定)	2011年2月16日	2011年8月1日

ペルー（経済連携協定）※2	2011年5月31日	2012年3月1日
パプアニューギニア	2011年4月26日	2014年1月17日
コロンビア	2011年9月12日	2015年9月11日
クウェート	2012年3月22日	2014年1月24日
日中韓	2012年5月13日	2014年5月17日
イラク	2012年6月7日	2014年2月25日
サウジアラビア	2013年4月30日	2017年4月7日
モザンビーク	2013年6月1日	2014年8月29日
ミャンマー	2013年12月15日	2014年8月7日
豪州（経済連携協定）	2014年7月8日	2015年1月15日
カザフスタン	2014年10月23日	2015年10月25日
ウルグアイ	2015年1月26日	2017年4月14日
ウクライナ	2015年2月5日	2015年11月26日
モンゴル（経済連携協定）	2015年2月10日	2016年6月7日
オマーン	2015年6月19日	2017年7月21日
TPP（経済連携協定）	2016年2月4日	未定
イラン	2016年2月5日	2017年4月26日
ケニア	2016年8月28日	2017年9月14日
イスラエル	2017年2月1日	2017年10月5日
アルメニア	2018年2月14日	2019年5月15日
CPTPP（経済連携協定）	2018年3月8日	2018年12月30日
アラブ首長国連邦	2018年4月30日	2020年8月24日
EU（経済連携協定）	2018年7月17日	2019年2月1日
ヨルダン	2018年11月27日	2020年8月1日
アルゼンチン	2018年12月1日	未定
ASEAN（経済連携協定）	2019年2月26日	2020年8月1日
モロッコ	2020年1月8日	2022年4月23日
コートジボワール	2020年1月13日	2021年3月26日
英国（経済連携協定）	2020年10月23日	2021年1月1日

協定)		
RCEP（経済連携協定）	2020年11月15日	2022年1月1日
ジョージア	2021年1月29日	2021年7月23日

※1：2004年12月19日に発効した日・ベトナム投資協定の内容が組み込まれている。

※2：2009年12月10日に発効した日・ペルー投資協定の内容が組み込まれている。

備考1：台湾とは民間窓口機関の取決めが2011年9月22日に署名されており、2012年1月20日に手続きが完了している。

資料：経済産業省作成。

（3）インド太平洋経済枠組み（IPEF）

米国のバイデン大統領は、2021年10月の東アジアサミットにおいて「インド太平洋経済枠組み」構想（Indo-Pacific Economic Framework、以下「IPEF」）を発表。米国とこの地域の国々に共通する課題である①貿易円滑化、②デジタル経済と技術の標準、③サプライチェーンの強靱性、④脱炭素化とクリーン・エネルギー、⑤インフラストラクチャー、⑥労働基準、⑦その他の共通課題について、具体化をパートナー諸国と進めていくと表明した。

2021年11月には、米国のジーナ・レモンド商務長官とキャサリン・タイ通商代表部（USTR）代表が相次いで訪日し、日本メディアのインタビュー14で、同盟国などと経済的枠組みを創設したいとの意向を示した。この提案に対して、日本政府は15、米国のインド太平洋地域への積極的なコミットメントを示すものであり、米国のこうした姿勢を歓迎するとともに、自由で開かれたインド太平洋の実現という観点から、この地域の有り得べき国際秩序の構築に向けて、日米で緊密に連携をして取り組んでいきたい旨を表明した。

2022年1月に実施された日米首脳テレビ会談において、両首脳は、経済面での日米協力をインド太平洋地域に拡大していくことを確認し、岸田総理大臣は、IPEFを含む米国の地域へのコミットメントを歓迎した。

2022年3月、米国通商代表部（USTR）と商務省が、相次いで担当分野についてパブリックコメントを開始した。これによると、USTRが①公平で強靱な貿易を、商務省18が、②強靱なサプライチェーン、③インフラ、脱炭素化、クリーン・エネルギー、④税・反汚職の3分野を主導する模様。

4. 二国間関係

4. 1. アジア太平洋各国関係

(1) 日本・中国関係

中国との関係では、経済産業省は、中国に対してビジネス環境整備の要請とビジネス協力の具体化の両輪で政策を展開している。具体的には、輸出管理法・データ関連規制といった国内法制度の予見可能性向上や外商投資規制の緩和等を通じた公正・公平な競争環境の実現を求めるとともに、省エネ環境分野や介護サービス分野等の日中が共通の課題を抱える分野での協力強化に向けた取組も行っている。

エネルギー分野では、2021年11月26日に、経済産業省と中国国家発展改革委員会で「第1回脱炭素化実現に向けた日中政策対話」を開催した。日本側からは「第6次エネルギー基本計画」について、中国側からは「2030年までのカーボンピークアウトにおける行動方案」等を紹介し、相互に関心のある分野の取組について意見交換を行うとともに、本政策対話を今後も定期的に開催することを合意した。

また、2021年12月26日には、経済産業省及び一般財団法人日中経済協会と、中国国家発展改革委員会及び商務部の共催で、日中のエネルギー・環境分野の官民合同フォーラムである「第15回日中省エネルギー・環境総合フォーラム」を実施した。2021年度は、東京会場と北京会場をつないだオンライン形式で、日本側から、萩生田経済産業大臣、山口環境大臣、宗岡日中経済協会会長ほか、中国側から、何立峰国家発展改革委員会主任、任鴻斌商務部部長助理、孔鉉佑中国駐日本国特命全権大使他ほか、双方合わせて700名を超える官民関係者が参加した。

全体会合では、萩生田経済産業大臣から、今回のフォーラムの重点として、「カーボンニュートラルを目指す多様な道筋と日中の協力」を挙げ、日本のカーボンニュートラルの実現に向けた取組について紹介するとともに、円滑なエネルギー・トランジションの推進といった両国の課題解決に向けた日中の連携の必要性について述べた。また、省エネ分野と水素分野での日中協力の具体的進展について紹介し、更なる拡大への期待を表明した。

また、フォーラムでは、エネルギー・環境分野での日中企業間の協力案件が新たに11件創出され、2006年の第1回フォーラムからの累計での協力案件は413件に達した。

全体会合に続いて、「エネルギー効率の向上(省エネ)」、「自動車の電動化・スマート化」、「水素・クリーン電力分科会」、「日中長期貿易(水環境対応と汚泥処理)」の四つの分科会を開催し、日中双方の政府部門や主要企業等が意見交換を行った。

また、フォーラムの同日、萩生田経済産業大臣と何立峰国家発展改革委員会主任との間でバイ会談を行い、両国の脱炭素に関する協力の重要性を確認するとともに、政策対話の加速化と経済政策全般に関して意見交換を行った。

ヘルスケア分野では2021年12月21日に、経済産業省主催で日本への医療インバウンド推進を目的とした「日中医療渡航商談会」をオンライン形式で開催し、日本側から日本の受入医療機関の各特色や強みに関する情報発信や、日本側医療機関と中国側の医療渡航支援事業者とのマッチング支援を実施した。

加えて、JETROと協力し、中国の上海市、天津市、江蘇省、広東省、四川省で「地方都市高齢者産業交流会」を実施し、日本の介護サービス・福祉用具の事業者と中国現地企業とのビジネスマッチングを行った。

サービス産業分野では、2022年3月31日に、経済産業省、厚生労働省および中国商務部、教育部、中医薬管理局で「日中サービス貿易政策対話」を実施した。2018年に「サービス貿易協力強化に関する覚書」が締結されてから初の会談となる本政策対話では、日中双方のサービス産業の生産性向上に資する取組やサービス貿易・教育サービスの現状について情報交換等を行った。

(2) 日本・韓国関係

(ア) 貿易・投資等

2021年度の日本・韓国間の貿易額は約9兆8,302億円(対前年比27.4%)と増加した。引き続き韓国にとって日本は輸出先として第5位、輸入先として第3位である。日本からの対韓国直接投資(実績ベース)は昨年と比べて増加し、2021年は約7.0億ドル(対前年比20.2%増)となった。韓国の国別直接投資受入れにおいて、1962年～2021年までの累計では、日本は第2位である。

(イ) 旧朝鮮半島出身労働者問題

2018年10月30日に日本製鉄が、また同年11月29日に三菱重工業が、それぞれ韓国大法院にて旧朝鮮半島出身労働者問題訴訟にかかる敗訴判決を受けた。両社に対する

大法院敗訴判決を受け、同年11月29日に外務大臣が談話を発出した。2019年1月9日に日本政府は韓国政府に対し日韓請求権協定に基づく協議を要請し、同年5月20日には同協定に基づく仲裁付託を通告したが、韓国政府はこれらに応じていない。2020年8月4日には日本製鉄が韓国国内に持つ資産に対する差押え命令の公示送達が、また同年12月29日には三菱重工業が韓国国内に持つ資産に対する差押え命令の公示送達がそれぞれ発効した。2021年9月27日には三菱重工業に対し、また同年12月30日に日本製鉄に対しそれぞれ特別現金化命令が発令され、韓国裁判所による補償費用の「現金化」に向けた手続きが進展した。韓国側に国際法違反の状況の是正を強く求めている。

(3) 日本・モンゴル関係

2021年は、日モンゴルEPA発効5周年の年であり、これを受けて2021年6月25日には、「モンゴル産品対日輸出促進セミナー」がJETRO主催で開催され、モンゴル企業の対日輸出に向けた課題解決に向けて、具体的なサービス・ツールを提供する日本企業が講演を行うとともに、江島経済産業副大臣（当時）から、官民が連携した更なるビジネス交流活性化の必要性について挨拶を行った。

(4) 日本・インド関係

日豪印サプライチェーン強靱化については、2021年4月、梶山経済大臣が日豪印サプライチェーン強靱化イニシアティブ貿易大臣会合（オンライン形式）に出席し、豪州のダン・ティーハン貿易・観光・投資大臣及びインドのピユシュ・ゴヤル商工大臣とともに、インド太平洋地域における強固で持続性があり均衡のとれた包摂的な成長を実現するため、サプライチェーンの強靱性を高める好循環を生み出すことを目的とする「サプライチェーン強靱化イニシアティブ（SCRI）」の立ち上げに合意した。同イニシアティブの下、2021年11月、経済産業省・ジェトロ主催、豪州外務貿易省・豪州貿易投資促進庁・インド商工省・インバストンディア共催による、日豪印ビジネスイベント「SCRI x J-Bridge タイアップイベント」を開催し、企業を取り巻くサプライチェーン動向の議論、及びサプライチェーン強化を志向する日豪印企業間の協業支援を実施した。2021年9月には、ジェトロと協力して「第2回サプライチェーン強靱化フォーラム」を開催し、デジタルト

ランスフォーメーション（DX）をテーマに、日・豪・印・ASEANの産学官、米国企業等によるサプライチェーンマネジメントや循環型経済についての議論を行った。

また、2022年3月、萩生田経済大臣が日豪印サプライチェーン強靱化イニシアティブ貿易大臣会合（オンライン形式）に出席し、豪州のダン・ティーハン貿易・観光・投資大臣及びインドのピユシュ・ゴヤル商工大臣とともに、SCRIの立ち上げ以降のマッチングイベントの開催や各国のベストプラクティス共有等の取組を歓迎した。その上で、地域大のサプライチェーン原則の策定や、サプライチェーン強靱化に資する共同プロジェクトの実施、JETRO等の貿易・投資促進機関を含む各国の産学官との連携等に3か国で取り組むことに合意した。

産業協力については、2021年11月に、経済産業審議官と印商工省次官が日印産業競争力パートナーシップ（IJICP）のMOCに正式に署名した。IJICPは2019年に梶山経済産業大臣とゴヤル商工大臣間で立ち上げに合意した日印の経済連携強化のための次官級の枠組みであり、日本の知見の共有やインドにおけるビジネス環境整備を通じてインドの産業競争力強化を図ることを目的としている。

デジタル分野については2022年2月、萩生田経済大臣が「日本インドデジタル大動脈シンポジウム」（オンライン形式）にて講演を行い、インドのバイシュナウ電子情報技術・通信大臣とともに、デジタルトランスフォーメーション対応の遅れを挽回し、ポストコロナの国際競争に備えるうえで重要なIT大国インドとの連携を深めた。

2022年3月には、岸田総理の訪印時に両首脳が、IJICP、日本式ものづくり学校の取組の促進等を通じて引き続き協力していくことを確認した。IJICPについては、日本の産業政策の経験を踏まえ、(i)物流、(ii)産業政策の経験とベストプラクティスの共有、(iii)ビジネス環境改善、(iv)輸出競争力、(v)日本企業が直面する課題の解決、(vi)デジタル技術の活用通じた医療・教育・農業等の第一次産業の課題解決等の分野における協力を促進することを目的として、経済産業審議官と印商工省次官の間でロードマップの署名が行なわれ、首脳会談で歓迎された。

併せて、首脳会談において両首脳は、新型コロナウイルス感染症後の世界においてデジタル技術がますます重要な役割を果たすことを認識し、デジタルトランスフォーメ

ーションのための共同プロジェクト推進、インドのIT専門家が日本において就労する又は海外の日本企業において就労する機会の提供に向けた支援及びIoT、AIその他新興技術の分野における連携を通じてデジタル経済を強化することを視野に入れた「日印デジタル・パートナーシップ」の下で拡大している協力を歓迎した。

岸田総理から、インドは「新しい資本主義」においても重要なパートナーである旨述べ、両首脳は、今後5年間で日本からインドに対し、5兆円規模の投融資を実現するとともに共有された意図を表明した。その上で、岸田総理から、日本企業のインドにおける円滑な活動のための更なる環境整備への支援を要請した。また、気候変動対策については、両国の着実な取組が重要であることを確認し、世界全体でのカーボンニュートラル、多様かつ現実的なエネルギー・トランジションに向け、新たに発表される「日印クリーン・エネルギー・パートナーシップ」等を通じ、エネルギー安全保障にも資する形で、日印協力を進めていくことを確認した。

(5) 日本・豪州関係

豪州とは、2021年7月、梶山経済産業大臣（当時）とダン・ティーハン貿易・観光・投資大臣（当時）との間で第3回日豪経済閣僚対話を対面で開催。通商分野では、CPTPP、RCEP、サプライチェーンの強靱化等について共に取組、インド太平洋地域において連携していく必要性を確認。エネルギー分野では、今年6月の首脳会談で発表された「技術を通じた脱炭素化に関する日豪パートナーシップ」の下で、アジア地域における現実的なエネルギー・トランジションに向けて協力していくことを確認。対話後には成果文書として、共同声明を発出した。2021年11月には萩生田経済産業大臣（当時）とティーハン大臣（当時）がオンラインで会談。CPTPP、RCEP、WTO等の通商分野の連携について議論を行い、インド太平洋地域における諸課題の解決に向けて戦略的な連携をより一層強化していくことを確認した。さらに同月末、第3回日本・太平洋島嶼国経済フォーラムがテレビ会議方式で開催され、石井経済産業副大臣（当時）が出席。貿易相手・投資先としての島嶼国の魅力や、島嶼国の問題解決に繋がる日本の技術等について議論し、双方の交流を深めた。

(6) 日本・東南アジア関係

(ア) 日本・ASEAN関係

2021年5月24日～28日、日ASEANの関係機関の共催を得て、「イノベーション」と「サステナビリティ」をキーワードにASEANビジネスの現状と可能性を考察する機会として、幅広い分野の産業界や有識者等の協力を得て、「第1回日ASEANビジネスウィーク～toward Innovative and Sustainable Growth～」を開催。その中で、梶山大臣より、アジアの持続的な経済成長とカーボンニュートラルの同時達成に向けて、「アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ（AETI）」を新たに表明した。

2021年9月15日、日ASEAN経済大臣会合がオンライン形式にて開催された。今回の会合では、COVID-19感染拡大を受け、昨年（2022年）7月の日ASEAN経済大臣特別会合において発出された「日ASEAN経済強靱化アクションプラン」の実行状況を共有したほか、ポストコロナの経済成長に向け、日ASEAN双方が優先的に取り組むべき事項として、「日ASEANイノベティブ&サステナブル成長プライオリティ」（以下、プライオリティ）を日本から提案し、他の出席者から歓迎された。プライオリティには、①日経済強靱化アクションプランの着実な実行②「産業」、「都市部」、「地方部」の3分野のイノベーション&サステナビリティに焦点を当てる重点分野の特定③3分野を踏まえた日ASEAN経済強靱化アクションプランの拡充④昨年の同会合で立ち上げたイノベティブ&サステナブル成長対話（DISG）を基点とした日ASEANのさらなる官民連携の促進で構成される。

2022年1月10日、インドネシア外交政策コミュニティ（FPCI）、東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）、日アセアン経済産業協力委員会（AMEICC）、及び経済産業省の共催によるオンラインイベントが開催され、萩生田経済産業大臣から、ポストコロナを見据えたアジアでの経済協力の方向性を示す新たなイニシアティブとして、「アジア未来投資イニシアティブ」を発表した。「アジア未来投資イニシアティブ」では、デジタル化の進展等の「イノベーション」の加速、及び、気候変動問題や都市化の進展に伴う交通インフラ等の諸課題を含む都市や地方における「サステナビリティ」の重要性の顕在化と

いったASEAN地域における変化を踏まえ、①ASEAN各国の実状と向き合い、実効的な解決策を提供する②民間のイノベーションを最大限活用し、持続可能な経済社会の基盤を創る③現地企業との協業などを通じ、日本と各国がパートナーとして地域の未来を共創していく、という3つの理念に基づき、未来志向の新たな投資（未来投資）を積極的に推進していく。

(イ) ASEAN+3（日本、中国、韓国）の取組

2021年9月13日、第24回ASEAN+3経済大臣会合がオンライン形式にて開催された。今回の会合では、COVID-19感染拡大による経済的影響、多角的貿易体制の維持、サプライチェーン強靱化、デジタルトランスフォーメーション等の地域共通の課題への対処に関して意見交換が行われました。また、昨年（2020年）承認された「COVID-19感染拡大による経済的影響の緩和に関するASEAN+3アクションプラン」を引き続き実行することの重要性を確認するとともに、共同メディア声明が発出された。

(ウ) ASEAN+8（日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランド、米国、ロシア）の取組

2021年9月15日、第9回東アジア経済大臣会合がオンライン形式にて開催された。東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）からのプレゼンを踏まえ、COVID-19感染拡大によってもたらされた地域の経済影響や、サプライチェーン強靱化を始めとする今後の経済回復に向けた方策についての意見交換が行われるとともに、共同メディア声明が発出された。

(エ) 日本・メコン関係

2021年9月、第13回日メコン経済大臣会合（テレビ会談）を開催し、梶山弘志経済産業大臣及びラオスのカムペン・サイソムペン商工業大臣が共同議長を務めた。本会合では、「メコン産業開発ビジョン2.0」の実現に向けて、昨年策定したワークプログラムの概ね順調な進捗を確認した。また、メコン各国の事情を踏まえた現実的なアジア・エネルギー・トランジションなど、強靱かつ持続可能な経済の構築に向けて議論を実施し、今後の日メコン協力の取組を更に進めていくことの重要性を確認した。

(オ) 東アジア・アセアン経済研究センター

経済産業省は、東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）を通じて、ASEAN及び東アジアの経済統合を

支援している。2021年には、ブルネイ・ダルサラーム国とともに、第4回東アジアエネルギーフォーラムを主催し、ASEANと東アジアにおける低炭素エネルギー移行とカーボンニュートラルについて議論した。2021年6月、経済産業省とERIAは、「第1回アジアCCUSネットワークフォーラム」を開催し、アジア全域での二酸化炭素回収・利用・貯留（CCUS）活用に向けた知見の共有や事業環境整備を目指す国際的な産学官プラットフォーム「アジアCCUSネットワーク」の立ち上げを発表した。

これらの取組を通じERIAは、ASEAN及び東アジア地域の経済発展を支えるにあたり不可欠な知的インフラを提供している。ERIAは、2021年9月の東アジア経済大臣会合において、地域の経済問題を支援する調査及び研究活動を通じて多大な貢献をしていることが賞賛されるなど、ASEAN及び東アジアのさらなる経済統合の深化に貢献することが関係国より期待が表明されている。

(カ) その他の二国間関係

(A) 総論

ASEAN地域は、日系企業が多く進出しているだけでなく、世界の成長センターとしても我が国にとって重要な地域である。ただし近年、デジタル化の対応や産業高度化、地域間格差の是正等、新たな経済・社会課題に直面しているところ。更なる経済成長の実現に向け、日ASEAN協力を新たな段階に進化させることが重要。政務や事務方といったレベルを問わず、二国間、多国間の枠組を活用しながら、日本としてこれまで実施してきた産業協力の充実や強化を図るだけでなく、コロナ禍における経済への影響の緩和、将来に向けて危機に強い経済の構築を目指す。以下で大臣、副大臣、政務官が対応したイベント・会談について記載する。

(B) 日本・インドネシア関係

2022年1月、萩生田経済産業大臣は、ジャカルタにおいて関係閣僚と会談を行った。

ルトフィ商業大臣との会談では、日インドネシア二国間経済関係の強化に向けて、「アジア未来投資イニシアティブ」に基づく日本としての取組等を説明した。また、インドネシアにおける事業環境の整備やG20、日インドネシアEPA、RCEPなどの通商政策に加え、幅広く個別の産業政策等について意見交換を行った。

アグス工業大臣との会談では、日インドネシア二国間経

済関係の強化に向けて、「アジア未来投資イニシアティブ」に基づく日本としての取組等を説明するとともに、インドネシアにおいて実施している人材育成等を含む裾野産業の協力や、自動車産業など幅広い個別の産業政策等について意見交換を行った。

ルフット海洋・投資担当調整大臣との会談では、日インドネシア二国間経済関係の強化に向けて「アジア未来投資イニシアティブ」に基づく日本としての取組等を説明するとともに、インドネシアにおける事業環境の整備やAETIの下でのエネルギー分野の協力など個別の産業政策を含む幅広い観点から意見交換を行った。また、石炭輸出の一時停止措置に対して、輸出の早期正常化を働きかけ、インドネシア政府から措置の緩和方針が発表された。

アイルランガ経済担当調整大臣との会談では、日本としてG20の成功に最大限協力していく意向を伝えるとともに、G20の貿易、デジタル、エネルギー・気候変動の各会合へ向けた意見交換を行った。

また、日インドネシアの二国間経済関係の強化に向けて、「アジア未来投資イニシアティブ」に基づく日本としての取組等を説明するとともに、イニシアティブに基づく取組を、インドネシアの実状に即したより具体的な取組にしていくために官民対話を立ち上げる「日インドネシア・イノベーションで持続可能な経済社会の共創パートナーシップ」を設立した。

アリフィンエネルギー・鉱物資源大臣との会談では、脱炭素化に向けたインドネシアの事情を踏まえ、幅広い技術・エネルギーを活用した現実的かつ多様なトランジションを進めるため、エネルギー・トランジションの実現に関する協力覚書に署名し、アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ（AETI）の下での両国の連携を確認した。加えて、インドネシアが今年議長を務めるG20での協力を含め、エネルギー分野での協力をより一層深化させることで一致した。また、石炭輸出の一時停止措置に対して、輸出の早期正常化を働きかけ、インドネシア政府から措置の緩和方針が発表された。

(C) 日本・シンガポール関係

2021年6月、梶山経済産業大臣は、シンガポールのガン・キムヨン貿易産業大臣とTV会談を行った。会談では、梶山大臣から、アジアの脱炭素化・グリーン成長の実現に向け、多様かつ現実的なエネルギー・トランジションを支

援していく方針であることを説明した。両大臣は、「日星エネルギー・トランジション対話」の立ち上げに合意し、アジアにおけるエネルギー・トランジションの推進に向けた両国の協力を歓迎した。また、両大臣は、RCEPやCPTPPを通じ、自由で公平でルールに基づく経済秩序の構築に向けて連携を深めることについて確認した。

2021年11月、萩生田経済産業大臣は、シンガポールのガン・キムヨン貿易産業大臣とTV会談を行った。会談では、アジアにおけるエネルギー・トランジションの推進や、デジタル分野における両国間の協力について確認したほか、通商分野においては、CPTPPやRCEPを通じて、地域における自由で公平な経済秩序の構築に向けて連携を深めることについて確認した。

2022年1月、萩生田経済産業大臣は、シンガポールのガン・キムヨン貿易産業大臣とシンガポールにて会談を行った。会談では、ガン・キムヨン貿易産業大臣と、日シンガポール二国間経済関係の強化に向けて「アジア未来投資イニシアティブ」に基づく日本としての取組等を説明するとともに、通商分野やエネルギー分野における二国間の協力等、幅広い分野で意見交換を行い、連携の方向性について共同声明を公表した。また、脱炭素化に向けたシンガポールの事情を踏まえつつ、アジアのエネルギー・トランジションの加速化に向けて、トランジションファイナンスの在り方も含め、低炭素技術に関する協力覚書に両大臣が署名し、AETIの下での両国の連携に合意した。

(D) 日本・ベトナム関係

2021年11月、萩生田経済産業大臣は、訪日中のファン・ミン・チン首相及びグエン・ホン・ジェン商工大臣と会談を行い、両国間の経済関係を一層進化させることを確認した。ジェン商工大臣とは会談後に、「カーボンニュートラルに向けたエネルギー・トランジション協力のための共同声明」を発出し、二国間協力を更に強化していくことを確認した。

また、萩生田経済産業大臣は、ファン・ミン・チン首相訪日に併せて開催された日越投資カンファレンス（日本貿易振興機構とベトナム計画投資省の共催）に出席し、サプライチェーン強靱化やカーボンニュートラルに向けた協力を表明しつつ、来年の日越外交関係樹立50周年に向け、今後の日越経済関係の発展を期待する旨述べた。また、ファン・ミン・チン首相とともに、合計45件（総額120億

ドル相当)の協力覚書交換式に立ち会った。

(E) 日本・ミャンマー関係

2021年8月、第5回日大・ハイレベル合同委員会が開催され、長坂経済産業副大臣、ティラユット工業省政務官、アネーク高等教育・科学研究・イノベーション大臣が同席。経済産業省、タイ工業省及びデジタル経済・社会省との間で、Thailand 4.0 実現に貢献する「L I P E」の推進に向けた協力に関する覚書、また、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)とタイ国立科学技術開発庁(NS T D A)との間で、バイオ、サーキュラー、グリーン(B C G)分野における技術研究開発の協力に関する覚書が締結された。

2022年1月、萩生田経済産業大臣は、プラユット首相を表敬し、タイの「B C G 経済モデル」と日本の「グリーン成長戦略」における協調や、両国の経済分野の協力における今後の方向性について意見交換した。また、スパッタナポン副首相兼エネルギー大臣、ドーン副首相兼外務大臣、アネーク高等教育・科学・研究・イノベーション大臣、スリヤ工業大臣とそれぞれ会談し、産業、通商、エネルギーの各分野における協力関係の発展を確認した。スパッタナポン副首相とは、日本の「アジア未来投資イニシアティブ」ののっとり、イノベティブで持続可能な経済社会の“共創”に向けた未来投資に関する共同声明を発出するとともに、タイの脱炭素に向けた協力を深化させる「エネルギー・トランジション実現に関する協力覚書」に署名をした。アネーク大臣、スリヤ大臣とは、B C G 分野における更なる協力の可能性を追求するための枠組み文書を交換した。

(7) 日中韓関係

2021年10月27日、第14回日中韓文化コンテンツ産業フォーラムがオンラインで開催された。このフォーラムはコンテンツ政策や動向に関する継続的な情報交換及び各国産業界間のビジネスチャンス創出を目的として、2002年より開催されており、今回の会合では、ポストコロナ時代における三国の文化コンテンツ産業の新たな発展方向や直面する課題、発展を促進するために取り上げた新たな施策及び三国間の協力に向けての展望について議論した。また、日中韓の政府間による情報交換の促進、企業・業界団体間の交流促進をはかる支援プラットフォームの構築、プロジェクトとビジネス連携の奨励、デジタル文化コンテ

ンツ産業協同インキュベーション・メカニズムの構築支援を行うことに合意した。

2021年11月30日には第21回日中韓特許庁長官会合がオンライン形式で開催された。この会合は、日本国特許庁、中国国家知識産権局、韓国特許庁が2001年より三カ国持ち回りで開催しているものであり、今回の会合では、三庁の口頭審理比較研究の取りまとめを確認する等、三庁間での協力について議論を行った。

さらには、「コロナの情勢に直面した日中韓の知財政策と法律の最新の進捗状況について」をテーマとした日中韓特許庁シンポジウムをオンライン形式で開催し、日中韓の各庁担当者が講演を行った。

4. 2. 米州関係

(1) 日本・アメリカ関係

(ア) 米国政権との協力

新型コロナウイルスの影響が続く中でも日米関係は引き続き緊密であり、2021年4月から2022年3月にかけて対面・オンライン形式合わせて計6回(4・8・10・11・1・3月)の日米首脳会談が行われた。

2021年4月には、菅総理(当時)が訪米し、両首脳の就任後初となる対面での日米首脳会談が行われた。これはバイデン政権発足後初めての外国首脳の訪米でもあった。会談後、両首脳は日米首脳共同声明「新たな時代における日米グローバル・パートナーシップ」を発出し、自由民主主義国家が協働することで、自由で開かれたルールに基づく国際秩序への挑戦に対抗しつつ、新型コロナウイルス感染症及び気候変動によるグローバルな脅威に対処していく方針を示した。また、併せて日米が世界の「より良い回復」をリードしていく観点から、「日米競争力・強靱性(コア)パートナーシップ」(以下コアパートナーシップという)に合意し、日米共通の優先分野であるデジタルや科学技術の分野における競争力とイノベーションの推進、コロナ対策、グリーン成長・気候変動などの分野での協力を推進していくことでも一致した。

コアパートナーシップへの合意により、経済分野における日米連携をより深化させる機運がさらに高まった。日米の経済分野での幅広い連携の深化・具体化に向けて、経産省・商務省の閣僚級による日米商務・産業パートナーシップ(Japan-U.S. Commercial and Industrial Partnership、

以下 J U C I P という)、経産省・外務省・U S T R の局長級による日米通商協力枠組み (Japan-U. S. Partnership on Trade) が、また、経済産業省・商務省に加えて外務省・国務省も加えた 4 省庁の閣僚級による日米経済協議委員会 (Japan-U. S. Economic Policy Consultative Committee、いわゆる経済版「2 + 2」。以下経済版「2 + 2」という) という、3 つの新たな経済協力枠組みが設立された。

J U C I P は日米両国の産業競争力強化、サプライチェーン強靱化、気候変動等のグローバル課題への対応、自由で公正な経済秩序の維持に向けて、インド太平洋地域を含む有志国とも協調しつつ両省間の協力を進めることを念頭に、2021 年 11 月の萩生田経済産業大臣とレモンド商務長官との会談において設立が発表され、2022 年 4 月にはオンラインでの第 1 回次官級会合が、同年 5 月には米国で第 1 回閣僚級会合が開催された。

日米通商協力枠組みは通商分野における日米共通のグローバル・アジェンダやインド太平洋地域における協力及び日米二国間の通商協力等に関する議論を行う枠組みとして、11 月の萩生田経済産業大臣とタイ通商代表との会談において設立が発表され、同年 3 月にオンラインでの第 1 回会合が開催された。

経済版「2 + 2」は、経済政策と外交・安全保障政策の境界が希薄化している国際情勢に鑑み、日米両国が直面する課題について、外交当局も交えて戦略的・地政学的観点から大局的に議論し、両国の経済協力を拡大・深化させることを念頭に、2022 年 1 月の日米首脳会談において、両首脳間で設立が合意された。同年 5 月には米国において第 1 回の次官級会合が開催され、両国を取り巻く戦略的環境やサプライチェーン強靱化などの経済安全保障の確保、国際社会 (インド太平洋地域を含む) におけるルールに基づく国際秩序の強化等について意見交換したほか、経済版 2 + 2 が果たすべき役割について議論し、早期に閣僚級会合を開くことに合意した。

このように、2021 年度においては緊密な日米関係や国際情勢を反映し、経済分野においても閣僚・事務レベル双方での頻繁な協議・コミュニケーションが行われるのみならず、新たな枠組みの立ち上げやその活用に向けた活発な議論が行われた。2022 年度においても、後述するような各分野における更なる協調の進展と問題の解決が期待される。

(イ) 米国通商拡大法第 232 条への対応

米国は、トランプ前大統領政権下において、鉄鋼・アルミを始めとした様々な製品に対する追加関税賦課を実施してきたが、バイデン政権においても、鉄鋼業界からの追加関税の継続を支持する声を背景に、当該措置は継続している。

具体的には、2021 年 5 月、米国は E U との間で鉄鋼・アルミに関する協議を開始し、同年 10 月、合意が発表された (米国は追加関税するが、E U に非関税枠を設定し、E U は対抗関税を停止する、また、米 E U は「鉄鋼・アルミに関するグローバルアレンジメント (市場歪曲の措置への対応や炭素排出での共同行動)」交渉開始を合意する等の内容が含まれる)。

こうした中、同年 11 月 15 日、萩生田経済産業大臣は、レモンド米国商務長官と東京で会談を行い、通商拡大法第 232 条に基づく日本の鉄鋼・アルミ製品に対する追加関税措置の問題の解決に向けた協議を開始することに合意した。これを踏まえ、日米間における交渉の結果、2022 年 2 月 8 日、経済産業省は、米国商務省、米国通商代表部とともに、非市場的な慣行を背景とした過剰生産能力問題や炭素強度に対応するため、鉄鋼及びアルミニウム産業に関する共同声明を発表した。そして、同日、米国は、232 条措置に基づく鉄鋼製品への追加関税 (25%) に関し、日本に対して、125 万トンの非関税枠を設けることを発表し、同年 4 月以降、日本の鉄鋼製品に対する非関税枠が適用されることとなった。

なお、米国が鉄鋼・アルミ以外に行った通商拡大法第 232 条に基づく調査のうち 2021 年度にあった主な動きとして、①変圧器、変圧器用薄板等について 2021 年 2 月に商務長官から大統領への調査報告書を提出し、同年 7 月に調査報告書を公表 (国家安全保障の脅威ありとしたが、実際の措置は発表せず)、②バナジウムについて 2020 年 6 月に調査開始を発表し、2021 年 7 月に調査報告書を公表 (国家安全保障の脅威なし、実際の措置は発表せず)、③ネオジム磁石について、2021 年 6 月に「サプライチェーン大統領報告書」で調査の是非について提言し、9 月調査開始 (日本は商務省が実施するパブリックコメントに対する政府意見書を 11 月に提出済) が挙げられる。

(ウ) 日米貿易投資関係の更なる発展に向けた取組

過去半世紀にわたり、日米両国の製造業は国境を超える

サプライチェーンの深化を通じて競争力を涵養してきた。財務省の統計によると、日本からの対米直接投資残高は年々増加し、2021 年末では日本の対外直接投資残高全体の約 33%に相当する 76.1 兆円に達した。また、米国商務省の統計では日本の米国における対内直接投資残高は 2021 年末時点で 7,210 億ドル（最終的な実質所有者（U B O: Ultimate Beneficial Owner）ベース）で、日本は米国にとって国別で最大の投資元となっている。

在米日系企業による米国内の雇用者数は 93.2 万人（世界 2 位）であり、このうち製造業の雇用者数は 53.4 万人（世界 1 位）である（2020 年・米国商務省統計）。

日系企業は、全米各地で研究開発分野への投資を活発に行い、イノベーションの源泉としてきた。同じく米国商務省によると、日系企業による米国内での研究開発費は年 100 億ドルを超えており、これは、世界第 2 位である（2020 年）。

こうした日系企業の活動を後押しするため、経済産業省としては、J E T R O を通じて、①「ロードショウ」（全米の州政府・経済開発公社を対象にしたウェビナーで日本企業の米国経済への貢献を説明）開催、②州知事等への個別アプローチ、③対米投資促進のためのセミナー開催、④両国企業の現地でのマッチングイベント開催などに取り組んでいるところであり、2021 年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、ロードショウや、対米投資促進セミナーをオンライン形式も活用しながら実施した。

また、米国商務省が主催する投資イベントであるセレクト U S A サミット（2021 年はオンライン開催）などを活用し、日米間の貿易投資を通じたつながりが両国経済に利益をもたらすことを、積極的に P R している。

（2）日本・カナダ関係

カナダでは、2021 年 10 月の下院総選挙の結果、トルド一党首率いる自由党は少数政権ながらも比較第一党の地位を維持し、第三次トルドー内閣が成立した。第二次内閣から引き続き、国連、G 7、G 2 0、W T O 等の多国間の枠組みを活用した多国間外交を展開しつつ、貿易関係の多様化、気候変動に配慮したエネルギー開発等の課題に取り組んでいる。

日本とカナダは基本的価値を共有する G 7 のメンバーかつアジア太平洋諸国の一員として良好な関係にある。カ

ナダ政府は近年、インド太平洋地域への関与を強めており、2019 年 4 月に日加首脳間で「自由で開かれたインド太平洋」の下で戦略的パートナーシップを強化していくことで合意がなされたことを踏まえ、2021 年 5 月の日加外相会談では、「自由で開かれたインド太平洋」実現に向けた両国の 6 つの優先協力分野を発表した。

2021 年度は、計 3 回（2021 年 6 月、2022 年 2 月、同 3 月）、日加首脳会談が行われた。会談では、上記優先協力 6 分野に関して今後両国が具体的で力強い協力・連携を更に進めていくことで一致するとともに、エネルギー、資源、気候変動等の分野においても連携していくこと等を確認した。

2021 年度以外のものを含むが、萩生田経済産業大臣（当時）はウィルキンソン天然資源大臣（2022 年 3 月）、イン国際貿易大臣（同 5 月）、シャンパーニュ革新・科学・産業大臣（同 7 月）とそれぞれ会談し、C P T P P や W T O 改革における連携、L N G 含むエネルギー安全保障の強化、デジタル・自動車・技術協力等の分野における経済協力等について幅広く意見交換を行い、戦略的パートナーである両国の連携を一層強化していくことを確認した。

（3）日本・中南米関係

中南米地域は、6 億人超の人口を擁し、巨大な消費市場や中間所得層も多く、日本の高付加価値製品の輸出先として魅力的であるとともに、労働生産人口も比較的若く、また安価な労働力を活用した生産拠点としての役割も担う。2020 年 7 月、U S M C A が発効されたことにより、北米の生産・調達ネットワークの結びつきが強化され、米国市場を見据えてメキシコへの投資も散見される。

また、中南米地域は気候変動対策やデジタル関連産業の基盤を支えるリチウム、銅等の重要鉱物の主要供給源であるとともに、大豆、とうもろこし、鶏肉を始めとする食糧資源の供給源として、エネルギー、食糧及び経済安全保障の観点からも我が国にとって重要な地域であるとともに、日本企業の潜在的な参入先、進出先としても有望な地域でもある。

（ア）日本・メキシコ関係

ロペス・オブラドール大統領率いる現政権は、メキシコにおける第 4 次変革の取組として、汚職撲滅、格差是正、治安改善等を中心とする主要政策の発表により、国民から

の高い支持を得ている。経済政策は、大規模なインフラ開発やエネルギーナショナリズムの復権等に注力。また、移民問題やUSMCAの解釈を始めとする対米関係に課題を抱えており、今後の対応が注目されている。

二国間経済関係では、2022年2月にオンラインにて日墨EPAに基づくビジネス環境整備委員会が開催された。同委員会では日メキシコEPAの諸課題及び両国の通商上の関心事項等について意見交換を実施した。

2021年8月には広瀬経済産業審議官とブリーア駐日メキシコ大使が二国間関係について意見交換を行い、2021年10月、12月及び2022年2月には広瀬経済産業審議官とデ・ラ・モラ・メキシコ経済省次官が対面またはオンラインにて進出日系企業のビジネス環境整備等について意見交換を行った。

(イ) 日本・ブラジル関係

ボルソナーロ政権が誕生して以来、かつてないほどの頻度でトップ会談が実現するなど、日本とブラジルは政治レベルで良好な関係を構築している。

二国間の要人往来では、2021年5月にサボイア駐日ブラジル大使が佐藤経済産業大臣政務官を表敬し、両国における経済関係の強化について意見交換を行った。

脱炭素への取組という観点から、ブラジル鉱山エネルギー省、INMETRO（国家度量衡・規格・工業品質院）等との間で、エアコンの省エネ基準の改善・試験評価方法、産業分野における省エネ目標設定による省エネ、建築物分野における省エネ等に関する人材育成事業を、省エネセンター（ECCJ）及びAOTS（一般財団法人海外産業人材育成協会）を通じて実施した。また、2021年7月に開催された日本・ブラジルエネルギービジネスダイアログに江島経済産業副大臣が出席して挨拶を行い、日本における脱炭素化の動きやバイオエネルギー政策について述べた。

更に、ブラジルには多くの日本企業が進出しているところ、ブラジル産業財産庁の特許審査の迅速化が課題になっている。そのため、相手国の特許審査結果を活用し審査を迅速化する特許審査ハイウェイ（PPH）を2017年より試行的に開始していた。これまでブラジルへのPPH申請は、一出願人あたり1ヶ月1件に制限されていたところ、現在は週1件の申請が可能となっている。

(ウ) 日本・アルゼンチン関係

フェルナンデス大統領は、政策方針として、債務返済、

為替の安定、金融市場への復帰、インフレ抑制を掲げ、経済の立て直しを図っている。

2019年に日本アルゼンチン間で、水素に関する協力覚書を締結しているところ、アルゼンチン戦略庁が2021年5月に開催した水素開発に関する国家戦略に向けたセミナーにおいて、山中通商戦略担当審議官が日本政府の水素・アンモニアの取組についてビデオメッセージを発信。また、2021年10月に経済産業省が主催した水素閣僚会議2021において、マルティン・グスマン経済大臣がアルゼンチンにおける水素の現状等について講演するなど、両国の水素に関する協力が進展した。

(エ) 日本・チリ関係

2022年3月に発足したボリッチ政権は、新自由主義政策の修正を掲げ、年金・保険制度改革や富裕層への課税強化等社会格差の是正を重視している。また、2021年7月制憲議会が発足し、新憲法制定へ向けたプロセスが進行している。

二国間の要人往来については、2021年11月、細田経済産業副大臣が、訪日したジョベット・エネルギー大臣兼鉱業大臣と会談し、両国における経済関係の強化、水素協力の可能性等について意見交換を行った。なお、ジョベット・エネルギー大臣兼鉱業大臣は、2021年10月に経済産業省が主催した水素閣僚会議2021に出席しており、チリにおける水素の現状等について講演を行った。

(オ) 日本・コロンビア関係

ドゥケ政権は、治安・汚職対策、格差是正、投資促進のための税制改革及びオレンジ経済（クリエイティブ産業）の推進を優先的に取り組んでおり、オレンジ経済協力の一環として、2021年6月、ゲーム業界セミナーをオンラインにて開催し、両国のゲーム業界団体等が市場概況について意見交換を行った。

2021年度の要人会談については、2021年6月田中経済産業審議官、同年11月広瀬経済産業審議官、2022年3月細田経済産業副大臣がパルド在京コロンビア大使の表敬を受け、二国間経済協力について意見交換を行った。

また、二国間経済関係では、2021年12月、日本コロンビア貿易投資合同委員会準備会合をオンラインにて開催し、ビジネス環境改善や貿易投資促進を目的とする「貿易投資合同委員会」の設置に向けた準備として、両国のビジネス環境について意見交換を実施した。

4. 3. 欧州・ロシア関係

(1) 日本・欧州関係

欧州連合（EU）は、27か国が加盟、人口約4億5千万人、GDPは世界全体の2割近くを占める政治・経済統合体である。EUは、域外に対する統一的な通商政策を実施する世界最大の単一市場であり、単一通貨のユーロには、19か国が参加している。我が国とEUは、民主主義や人権、法の支配といった基本的価値観を共有する戦略的パートナーである。

EUとの間で、良好な経済関係を維持することは、日欧双方及び世界経済の発展のために不可欠であり、2019年2月に発効した日EU経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）を通じた日欧経済関係の強化やグローバルな課題に対する日欧共同での取組は、近年、更に重要となっている。

2021年5月には、菅総理とミシェル欧州理事会議長及びフォン・デア・ライエン欧州委員会委員長との間で、日EU定期首脳協議をテレビ会議で行い、自由で開かれたインド太平洋、気候変動対策、ワクチン供給を含むグローバルな課題、日EU関係及び中国など地域情勢について意見交換を行い、共同声明及び日EUで気候変動対策、環境対策への取組を加速するために「日EUグリーン・アライアンス」の立ち上げを発表、EPAの一層有効な活用、戦略的パートナーシップ協定（SPA：Strategic Partnership Agreement）の下での協力、WTO改革やデジタルを始めとする幅広い分野について意見交換を行い、日EU間の連携を確認した。

(ア) 日EU間の通商政策・産業政策に関する対話・協力の仕組み

(A) 日EUビジネス・ラウンド・テーブル（BRT）

日・EUの双方の主な民間企業のCEOが参加する日EU産業界の対話・両政府への政策提言の場として、1999年に日EU・BRTが設置された。2021年11月に第23回会合を、経産省からは岩田経済産業大臣政務官、広瀬経済産業審議官がオンライン参加しつつ、東京とブリュッセルの会場をオンラインでつなぎ、開催した。本会合では岩田経済産業大臣政務官から、日EU・EPAやWTOにおけるデータ流通のルール作り、日EUグリーン・アライアンスによる、気候変動分野で国際社会のリード、また、「自由で開かれたインド太平洋」の実現のため、パートナーと

してのEUとのより緊密な連携等について述べた。また、ブリュッセルの会場ではブルトン欧州委員がEUを代表し、日EU産業界からの提言書を受け取った。

(B) 日EUハイレベル産業・貿易・経済対話

2018年7月の第25回日EU定期首脳協議における両首脳共同声明において、日EUハイレベル産業・貿易・経済対話を設立すること及びその第一回会合を2018年末までに開催するとの決定がなされた。これを受け、同10月に、世耕経済産業大臣及び河野外務大臣を日本側共同議長、カタネン欧州委員会副委員長をEU側議長として、第一回会合を東京で開催。国際貿易における課題、エネルギー・環境・気候変動に関連した経済の転換、国際的な投資と連結性に関するイニシアティブ、デジタル経済の4分野に特に焦点を当て、議論を実施。

(C) 日EU産業政策対話

日EU間の産業政策やビジネス環境整備推進等に関する意見交換、及び、産業協力の進展のレビューを目的に、「日EU産業政策対話」を開催している。本会合の下、個別の政策課題に関して、ワーキンググループを設置し、議論を実施している。化学WG、基準・認証WG、気候変動・環境WG、自動車WG、ロボットWGの5つのWGが活動しており、2021年度は化学WG、基準・認証WG、ロボットWGの3つのWGが開催され、日EU双方の政策の最新動向を紹介し、日EUの協力の可能性について議論が行われ、2021年5月には、第23回会合をオンラインで開催し、産業政策、グリーン成長、サプライチェーン強靱化、第三国協力および日欧産業界協力センターの活動報告のほか、5つのワーキンググループの進捗状況等の報告等を実施した。

(D) 日EU経済連携協定

2019年2月に発効した本協定の下で、2022年3月に林外務大臣、ドムブロウスキス欧州委員会上級副委員長兼貿易担当欧州委員を共同議長として、第3回合同委員会がテレビ会議形式で開催され、日EU・EPAの適正かつ効果的な運用を確保するための議論を実施した。また日EU・EPAのデータの自由な流通に関する協議を継続する意向を確認し、WTO改革等、国際社会が直面する諸課題に対する今後の日EU間協力の在り方等に関して意見交換を実施した。また、事務レベルにおいても12分野の専門委員会・作業部会が開催された。

(E) 日欧産業協力センター

1986年に開催された日EU閣僚会合における通商産業省(当時)と欧州委員会との合意に基づき日欧産業協力センターが設立され、1987年より事業を開始した。日本とEUの貿易・投資活性化、経済関係の緊密化を目指し、日EUにおける産業協力を促進するため、以下の事業を実施している。

(a) セミナー事業

日EUの経済連携の深化に向けて、日・EU双方が関心を有する個別政策分野ごとにセミナーを実施。

(b) 日EUビジネス・ラウンド・テーブル事務局業務

2021年11月、第23回日EU・BRT会合をオンライン形式で開催し、本会合の事務局を担当。

(c) 研修生派遣事業 (Vulcanus Program)

日EU間の人的交流の活発化を通じて産業協力を推進すべく、理工系の学部学生・大学院生を相互に派遣し、企業において研修を実施。1996年度の事業開始以来、EU諸国へ派遣した学生数は計453名に達している。

(d) 政府調達市場透明性向上事業

我が国政府調達市場の透明性向上に資する事業として、地方自治体等の調達情報を中小企業庁の官公需ポータルサイトを通じて、英語で提供した。

(イ) 日欧二国間関係

日欧二国間では、EU主要国を含む各国との閣僚レベルでの往来や、事務レベルでの定期協議等を通じて、関係の強化を図っている。

(A) 日仏関係

2021年7月24日、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に合わせて訪日したマクロン大統領は、菅総理と会談し、共同声明を発表した。

2021年10月、イノベーション・スタートアップに関する次世代型展示会 CEATEC2021 が開催され、JETROが出展や特セッションに登壇した。

2022年1月に第6回外務・防衛閣僚会合(2+2)を実施、サプライチェーンの強靱化やサイバーや重要・新興技術に関する協力、インド太平洋協力の推進等を確認。

2022年上半期はフランスがEU議長国に就任し、ロシアによるウクライナ侵略等国際情勢が大きく動くなか、日EUでの協力強化を推進した。

(B) 日独関係

2021年12月4日に、岸田総理とショルツ・ドイツ連邦共和国首相で電話会談を実施した。両首脳は、日独交流160周年を迎える本年、日独情報保護協定の締結、日独外務・防衛閣僚会合(「2+2」)の初開催や、フリゲート艦「パイエルン」の日本寄港など、両国の安全保障・防衛協力が深化したことを歓迎し、引き続き協力を深めていくことで一致した。

2021年12月16日、日本貿易振興機構(ジェトロ)とドイツ貿易・投資振興機関(GTAI)は、日独政府及び産業支援団体と協力し、気候変動問題、少子高齢化、新型コロナウイルス、SDGsを始めとする地球規模の課題解決のため、日独双方向更には地域を越えたイノベーションを促進する「日独イノベーション・イニシアチブ160」の発足に合意。ベルリンで行われたキックオフセミナーに、吉川経済産業省大臣政務官がビデオメッセージにて参加した。

2022年2月22日に、岸田総理とショルツ・ドイツ連邦共和国首相で電話会談を実施。両首脳は、緊迫するウクライナ情勢の中、2022年、2023年G7議長国を務めるドイツと日本で緊密に連携していくことで一致した。

2022年3月2日、岸田首相とシュタンマイヤードイツ連邦共和国大統領と電話会談を実施。双方は、ウクライナ情勢につき意見交換を行い、ロシアによるウクライナ侵略を厳しく非難。また、総理大臣と大統領という立場で、「核兵器のない世界」に向けた取組やインド太平洋における協力始め国際場裏での協力や安全保障分野を含む日独関係の更なる進展に向けて協力していくことを確認した。

(C) 日英関係

2021年5月28日、菅総理大臣とジョンソン英国首相との間で電話会談を実施し、2050年のカーボンニュートラルに向け、G7が団結して国際社会を主導し、世界の脱炭素化達成に向けて連携していくことで一致した。

同年10月13日、岸田総理大臣とジョンソン英国首相との間で電話会談を実施し、日英EPAの着実な履行を通じ、両国の貿易・投資の更なる促進に繋げていくことを確認するとともに、英国のTPP11加入交渉について意見交換を実施した。

同年11月2日、岸田総理は国連気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)に出席のため訪英中、ジョンソン首相と首脳会談を実施した。両首脳は日系企業の対英投

資や日英企業間での様々な協力を歓迎しつつ、両国に経済関係強化に向けて更に協力していくことで一致した。

2022年2月16日、岸田総理はジョンソン英国首相と電話会談を実施し、ウクライナ情勢について、重大な懸念を持って注視するとともに、ウクライナの主権及び領土の一体性に対する一貫した支持を確認し、力による一方的な現状変更は断じて認められないこと、緊張緩和に向けて外交努力を続け、引き続き緊密に連携していくことで一致した。

同年2月24日、林外務大臣は、トレブリアン英国国際貿易大臣との間で、日英包括的経済連携協定(日英EPA)に基づき設置された合同委員会の第1回会合を開催し、日英EPAの運用状況の確認や、日英間の貿易を一層促進するための今後の取組などに関する議論を実施した。また、日英EPAの規定に従って、合同委員会の手続き規則を採択した。

同年3月24日、岸田総理はG7首脳会合のためベルギー訪問中にジョンソン首相と会談を行い、ロシアによるウクライナ侵略は、欧州にとどまらず、アジアを含む国際秩序の根幹を揺るがす深刻な事態であるとの認識を共有した。

(D) ウクライナ関係

2022年2月24日にロシアがウクライナ侵略を開始した。日本政府として、G7等国際社会と連携し、ロシアへの制裁措置のほかウクライナ国民への支援を実施した。

(2) 日本・ロシア・中央アジア・コーカサス関係

(ア) 日本・ロシア関係

2021年9月、梶山経済産業大臣兼ロシア経済分野協力担当大臣は、シュリギノフ露エネルギー大臣とのTV会談を実施した。炭化水素、省エネ・新エネ、原子力の既存の協力分野に加え、水素、アンモニア、CCUS/カーボンリサイクルに関する協力を新たに進めていくことで合意した。「持続可能なエネルギー協力に関する日露共同声明」へ署名を行った。

2022年2月24日、ロシアによるウクライナへの侵略が開始されたことを受け、萩生田経済産業大臣を本部長とするウクライナ情勢に関する省内対策本部会議を開催し、ウクライナに進出する日系企業の事業活動への影響把握と安全確保、エネルギーの安定供給の確保、影響を受ける日本企業の事業活動の支援、G7を始めとする国際社会と連

携し、貿易管理に関する制裁措置を講じることとした。

影響を受ける日本企業の事業活動の支援については、日本貿易振興機構(JETRO)や日本貿易保険(NEXI)に相談窓口を設置するとともに、NEXIには迅速な保険金支払などに対応するよう指示した。また、中小企業に対する支援として、政府系金融機関、中小企業団体等に特別相談窓口を設置するとともに、日本政策金融公庫等によるセーフティネット貸付の運用緩和および金利下げや、官民金融機関等に対して資金繰りに関する配慮要請を行うほか、原材料やエネルギーのコスト上昇に対応するため、業界団体を通じて、価格転嫁について配慮することを親事業者に対して要請した。

また、G7を始めとする国際社会と緊密に連携し、ロシア及びベラルーシに対して関係省庁において制裁措置を講じるべく、経済産業省からは以下の措置を発表した。

2月23日に、①両「共和国」の関係者の査証発給停止及び資産凍結、②いわゆる2つの共和国との輸出入の禁止措置の導入、③ロシア政府による新たなソブリン債の日本における発行・流通の禁止等を講じた。

2月25日に、①資産凍結と査証発給停止によるロシアの個人、団体などへの制裁、②ロシアの金融機関を対象とする資産凍結といった金融分野での制裁、③ロシアの軍事関連団体に対する輸出、国際的な合意に基づく規制リスト品目や半導体など汎用品のロシア向け輸出に関する制裁を導入した。

2月27日、①プーチン大統領を含むロシア政府関係者等に対して資産凍結等の制裁措置の実施、②SWIFT(国際銀行間通信協会)からのロシアの特定銀行の排除を始め、ロシアを国際金融システムや世界経済から隔離させるための措置を講じることとする欧米諸国による声明・取組へ参加した。

2月28日、①ロシア中央銀行との取引を制限する制裁措置、②ルカシェンコ・ベラルーシ大統領を始めとする個人、団体への制裁措置や輸出管理措置など、ベラルーシに対する制裁を講じた。

3月3日、①ロシアの財閥であるオリガルヒなどの資産凍結、②SWIFTからロシアの7つの銀行を排除するために必要な国内措置、③国際合意リスト品目や半導体など汎用品の輸出管理を強化した。

3月16日、①ロシアに対する貿易優遇措置である最恵

国待遇の撤回、②輸出入管理の更なる強化（ロシア向けのぜいたく品の輸出禁止を行うとともに、ロシアからの一部物品の輸入を禁止）、③IMF（国際通貨基金）、世界銀行、欧州復興開発銀行を含む主要な多国間金融機関からロシアが融資を受けることを防ぐよう、G7での連携した取組、④プーチン大統領に近いエリート層や財閥、オリガルヒなどに対する資産凍結の対象の範囲の更なる拡大、⑤デジタル資産などを用いたロシアによる制裁回避に対応するため、暗号資産交換業者などの協力を得て、金融面での制裁を更に強化した。

3月24日、①輸出禁止対象に81の軍事関連団体を追加、②多数のオリガルヒやその家族等を制裁対象に追加、③ぜいたく品の輸出禁止措置を導入した。

（イ）日本と中央アジア・コーカサス諸国との関係

日本と中央アジア・コーカサス各国は、貿易・投資環境整備や経済交流の活性化を図るため、経済会議の開催など二国間の経済対話を実施している。2021年度中の日本と中央アジア・コーカサス各国との主な取組は、以下のとおりである。

ウズベキスタンについては、2022年3月に石井経済産業副大臣は、ウズベキスタン共和国のアブドゥラフモノフ駐日大使と会談し、両国の経済関係について意見交換を行った。

トルクメニスタンについては、江島経済産業副大臣がベルディムハメドフ副首相と2021年6月に二国間の経済案件についてTV会談、同年7月に会談を行い、両国間の経済関係・交流を深化させていくことを確認した。また、9月に現地へ赴き、日本企業も建設に参画したチャルジェウ・ガス火力発電所開所式に出席し、両国の経済関係の強化について祝辞を述べたほか、ベルディムハメドフ大統領と意見交換を行った。2022年3月には細田経済産業副大臣がエリャソフ駐日大使と会談し引き続き、両国間の経済関係・交流を深化させていくことを確認した。

4. 4. 中東・アフリカ諸国関係

（1）中東・北アフリカ地域

（ア）総論

中東地域は、我が国にとってエネルギー安全保障上最も重要な地域である。石油依存度の高い中東諸国において課題となっている産業多角化や貿易・投資環境改善への支援

を通じ、同地域との経済関係の強化・市場の拡大と、同地域の安定確保を目指す。また、要人往来の機会を捉えながら、更なるエネルギー安全保障の確保に向けた働きかけを進めていく。

（イ）二国間関係サウジアラビア王国については、2017年3月に日サ両国首脳間で合意した「日・サウジ・ビジョン2030」のもと二国間協力を推進している。2017年の取組開始時には31から始まった協力プロジェクトの数は、2020年12月に実施した第5回「日・サウジ・ビジョン2030」閣僚会合の時点で80まで増加し、参画する省庁・機関の数も41から73に増加した。同ビジョンの下では、日サウジ間の伝統的な協力分野であるエネルギー協力を留まらず、広範な分野での協力が進展している。2021年10月には、日本eスポーツ連合（JeSU）がサウジからの選手団を招いて『日本・サウジアラビアeスポーツマッチ』をサウジアラビアeスポーツ連盟と共催した。また、2022年1月には、日本貿易保険（NEXI）がPIF（サウジアラビア公共投資基金）との間で、同ビジョンの推進、サウジアラビアにおけるエネルギー・トランジション及び脱炭素化の促進及び本邦企業のサウジアラビアにおけるビジネス機会の拡大に係る協力覚書が締結された。

2021年11月及び2022年3月、萩生田経済産業大臣は、アブドルアジーズ・エネルギー大臣との間でTV会談を実施し、日本とサウジの二国間関係を強化していくことを確認した。

アラブ首長国連邦（以下、UAE）については、2021年7月、梶山経済産業大臣がジャーベル・アブダビ国営石油会社（ADNOC）CEO兼産業・先端技術大臣との間でTV会談を行い、水素・アンモニア分野における両国間の協力及びアジアの多様かつ現実的なエネルギー・トランジションに向けた協力について意見交換した。会談後、両大臣立会いの下、株式会社INPEX、株式会社JERA、JOGMEC、ADNOC間の燃料アンモニアに関する共同調査契約の署名式が行われた。また、2022年2月には萩生田経済産業大臣がジャーベル大臣とTV会談を行い、国際原油市場の安定化に向けた働きかけを行うとともに、両国間のエネルギー協力やカーボンニュートラルの実現に向けた連携について議論するとともに、エネルギー分野にとどまらず、先端技術やイノベーションの促進などの新たな分野においても二国間協力を深化させることの重要性

を確認した。

2021年10月には、萩生田経済産業大臣はマズルーイ・エネルギー・インフラ大臣とTV会談を行い、日本への原油の安定供給に対する謝意を伝達するとともに、昨今の原油価格の上昇を受け、増産を含め十分な原油供給を通じた、国際原油市場の安定化に向けた働きかけを行った。

2022年2月、第8回日本アブダビ経済協議会（ADJEC）がオンラインで開催され、細田経済産業副大臣よりビデオメッセージにて両国間の関係強化につき発言した。同協議会では、両国政府関係者等より新しいビジネス環境におけるビジネス機会の創出や、カーボンニュートラルに向けた取組について紹介がなされた。

2021年10月、中東・アフリカ地域で初となるドバイ国際博覧会が開幕された。我が国は「Where ideas meet」（アイデアの出会い）をテーマに日本館を出展した。同12月のジャパンデーでは、若宮万博担当大臣よりビデオメッセージを上映、ドバイ万博成功への祝意と2025年大阪・関西万博に対するUAE参加表明への謝意を伝えた。2022年3月、ドバイ万博は半年間の会期を終えて閉幕した。若宮万博担当大臣は、ドバイに二度渡航し、万博会場の視察の他、ハムダーン・ドバイ首長国皇太子との会談及び各国への参加招請活動を実施。閉幕式ではUAEからBIE（国際博覧会事務局）を紹介し、次期開催国としてBIE旗を受け取った。

イスラエル国については、2017年に日本とイスラエル双方の官民が連携し、両国間の経済関係をより強化するため設立したプラットフォーム「日・イスラエル・イノベーションネットワーク（JIIIN）」を通じて、ビジネスマッチング等の支援が実施されている。2021年度は、2021年3月に開催した第3回JIIIN総会において日本とイスラエルのイノベーション協力の今後の方向性の一つに位置付けた「イノベーション協力の地方、中堅中小企業への拡大」を実現すべく、12月に北海道、2月に近畿地方を対象としてJIIINセミナーを開催した。また、2020年9月にイスラエルとUAEの国交が正常化したことを契機に両国間の経済協力が進展していることを踏まえ、日本を含めた3カ国によるイノベーション連携推進のきっかけとすべく、2022年1月にJIIIN協力の下で「UAE-Japan-Israel イノベーション・ビジネスフォーラム」を3カ国政府（UAE経済省、イスラエル経済産業省、及び

経済産業省）による共催イベントとして初めてオンラインで開催した。萩生田経済産業大臣からは、「世界のイノベーションハブを目指すUAE、イノベーション大国のイスラエル、優れたものづくりの技術や世界の市場につながるネットワークを持つ日本が連携すれば、世界をリードしていく技術・ソリューションを生み出すことが可能」と期待が示された。

トルコ共和国については、2022年3月、（一財）中東協力センター（JCCME）がトルコのエネルギー天然資源省と共催で、日本とトルコのエネルギー分野における協力の可能性やビジネス機会を探る目的でワークショップをオンラインで開催した。資源エネルギー庁、両国大使館からの挨拶の後、国際協力銀行（JBIC）と国際協力機構（JICA）がカーボンニュートラルやエネルギー・トランジションへの支援策を説明、トルコエネルギー天然資源省がトルコのエネルギー情勢や政策を紹介、日本企業より水素・アンモニアの生産やサプライチェーン構築、CCUSなどについて技術紹介を行った。

イラク共和国については、2021年9月に「持続可能なエネルギー、グリーン成長とイラク」をテーマとしたビジネスセミナーをJCCMEと共催でオンライン開催した。両政府から江島経済産業副大臣、ハイラッター外務筆頭副大臣、鈴木在イラク大使から挨拶を行った他、イラク側は電力省、石油省、国家投資委員会が、日本側は資源エネルギー庁、日本貿易保険（NEXI）が登壇し、脱炭素に関する計画や、アジア地域のエネルギー・トランジションに向けた取組、及びグリーン分野への支援策等について説明を行った。カタール国については、2020年10月に開催されたLNG産消会議2020の機会を捉え、アルカービ・エネルギー担当国務大臣と梶山大臣のオンライン会談を実施。我が国へのLNGの安定供給を始めとする経済関係強化に向けた意見交換を行った。

（2）サブサハラ・アフリカ

アフリカは、若年層を中心に約13億人を超える人口を抱え、電力・運輸・港湾等のインフラ需要は引き続き大きい。かつて資源・インフラを中心としていたアフリカビジネスは、各国の産業開発や、医療ニーズ・食糧ニーズの増加、電子商取引の普及などを通じて多様化しつつある。我が国は、質の高いインフラ整備の推進、投資協定や租税条

約の締結促進などとともに、T I C A Dや日アフリカ官民経済フォーラムなどの官民が一体となった対話の場を活用し、アフリカに加え第三国や国際機関との協力を強化することを通じて、日本企業のアフリカ進出を支援していくとともに、進出した企業のアフリカにおける円滑な業務遂行をサポートする。

アフリカビジネス協議会は、2018年3月以降、約30社の民間企業が参加した「T I C A D 7官民円卓会議」での議論及び、2019年4月に安倍総理に提出された「T I C A D 7官民円卓会議民間からの提言書」を踏まえて、2019年6月に発足したものであり、官民の参加者間でアフリカビジネスに係る情報共有と意見交換を行い、関係省庁・政府機関による支援策の検討・実施・見直し等を推進している。具体的には、①アフリカ政府・企業とのネットワーキング・マッチング機会の提供、②アフリカ各国のビジネス環境改善の促進、③各省庁・機関横断による個別ビジネスの支援などを目標として掲げている。

アフリカビジネス協議会には、経済産業省、外務省、日本経済団体連合会、経済同友会を始め、約350(2022年8月時点)の企業・団体・官公庁・国際機関が所属しており、中堅中小企業、農業、ヘルスケアなどをテーマとしたワーキング・グループ(WG)が発足し、現地経済団体・企業との関係構築・マッチングや調査ミッションなどを実施する。特に経済産業省が主宰する中堅中小WGは、2021年5月、7月、9月、11月、2022年3月に実施し、アフリカビジネス進出企業の取組や公的機関による支援メニュー等を紹介した。

ビジネス環境改善については、2019年に発足が決定した、エジプト、ガーナ、ケニア、コートジボワール、セネガル、ナイジェリア、南アフリカの7か国の政府と現地大使館による「二国間ビジネス環境改善委員会」が、エジプトにて2021年8月に第1回会合が開催されている。協議会もこれらの二国間委員会と連携して、アフリカ主要国のビジネス環境に係る情報提供などを推進していく。

2016年8月にケニア・ナイロビで開催された第六回アフリカ開発会議(T I C A D V I)において安倍総理大臣より表明された「日アフリカ官民経済フォーラム」について、第二回会合の分科会が2021年12月7日・8日に、オンラインで開催された。5つのテーマ(Innovation、

Integration、Industrialization、Green & Digital Infrastructure、Finance)について、50名以上の登壇者が日本企業のアフリカビジネス拡大に向けた活気ある議論を実施した。また、この機会に、15本の協力覚書/パートナーシップを紹介し、日本とアフリカの官民双方含む多様な企業・組織間において、ファイナンス、人材育成、ヘルスケア、エネルギー等幅広い分野で協力が確認された。

日本貿易振興機構(J E T R O)は、デジタルツールを活用し、オンライン商談会を2021年度は計6回開催した(医療機器(2021年6月)、環境機械(2021年6~7月)、農業資機材(2021年7~8月)、総合(2021年9~10月)、Japan Street 活用(2021年11月)、仏語圏(2022年3月))。これら商談会を通じ、アフリカ側からは約56社参加、日本側は約191社参加し、個別商談を、オンラインツールを活用して実施した。また、2021年6月には「アフリカビジネスデスク」を開設し、アフリカを目指す日本企業を対象に、市場・制度・生活環境実態、パートナー候補リストなどの情報提供から商談後のフォローアップまで一貫支援のサービスを開始した。

5. 独立行政法人日本貿易振興機構(J E T R O)

(1) 組織

独立行政法人日本貿易振興機構(J E T R O)は、2003年10月、独立行政法人日本貿易振興機構法に基づき、前身の日本貿易振興会を引き継いで設立された独立行政法人である。我が国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施すること並びにアジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及を行い、これらの地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与することを目的としている。これらの役割を果たすため、国内外のネットワークや海外ビジネス支援に精通した人材の厚み等を最大限に活かしながら、対日直接投資やスタートアップの海外展開等を通じたイノベーション創出支援、農林水産物・食品の輸出促進、中堅・中小企業など我が国企業の海外展開支援、我が国企業活動や通商政策等への貢献に資する事業を実施している。

(2) 実施事業

(ア) 対日直接投資やスタートアップの海外展開等を通じ

たイノベーション創出支援

新型コロナウイルス感染症による入国制限を受け、対日投資プロジェクトの具体化や実行が進まない状況が続く中で、多言語化や2クリックで必要な情報に辿り着けるようにするなど対日投資ウェブサイトを全面改修し、対日投資に対する関心喚起を図ったほか、関心企業が遠隔で士業専門家等の助言を受けられる体制を構築した。加えて、緊急性の高い外国企業の入国を個別に支援した。

半導体やワクチン製造などサプライチェーン強靱化に寄与する分野や、洋上風力、蓄電池などグリーン関連の価値創造に繋がる分野では特に迅速な対応を行い、誘致につなげて米中摩擦や経済安全保障、脱炭素の要請に対応した。加えて、地域への工場立地支援や、地域資源の海外への売り込みに取り組む企業の進出支援を行い、地域経済活性化にも寄与した。

スタートアップの海外展開支援では、有望スタートアップ企業を複数のツールを組み合わせることで集中的に支援するとともに、適切なベンチャーキャピタル（VC）に繋ぐことができるメンターとのネットワークを構築した結果、資金調達など難易度の高い成果を実現した。また、スタートアップ・エコシステム拠点都市に選定された8拠点で、地域と海外をつなぐアクセラレーションプログラムを新たに実施した。

2021年度より新たに法人のミッションに追加された「オープンイノベーション推進」の取組において、国際的協業・連携支援活動（J-Bridge）を本格化し、日本や海外の関心企業のネットワーク形成、マッチング等によるビジネス創出を支援した。なお、J-Bridgeは、日米商務・産業パートナーシップ（JUCIP）やアジア未来投資イニシアティブ（AJIF）等で相互の投資促進や社会課題解決を図る柱として位置づけられている。

（イ）農林水産物・食品の輸出促進

新型コロナウイルス感染症による海外渡航制限に対応するべく、事業のデジタル化を推進するとともに、品目別団体と連携したプロモーション等の取組により、「未来投資戦略2018」に掲げられた農林水産物・食品輸出額1兆円の政府目標の実現に貢献した。

具体的には、香港に試験設置していた「食品サンプルショールーム」を世界14カ所に拡大、試食・試飲が可能な体制を構築し、年間を通じた現地バイヤーと国内事業者と

のオンライン商談を実現した。また、現地法人や代理店等による出展を基本とする主要海外見本市へのリアル出展数を倍増させたことで、渡航規制の影響を最小化した。

日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）によるプロモーションは、農林水産物・食品輸出拡大実行戦略を踏まえた品目別団体との連携を推進した。加えて2021年度は、焼酎（米国）など新品目での調査やテストマーケティング等を実施した。

さらに、主要なターゲット国・地域において、在外公館、JETRO海外事務所、JFOODO海外駐在員を主な構成員とする「輸出支援プラットフォーム」を設置し、輸出先国の支援体制を強化した。同プラットフォームを通じて、市場調査や規制情報等のカントリーレポート作成、新たな商流の開拓、現地に販売、製造拠点をもつ現地法人の支援、現地日本食レストラン等の組織化を通じた日本食の普及などに取組、輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援する。

（ウ）中堅・中小企業など我が国企業の海外展開支援

我が国企業の輸出や海外進出、進出後の現地展開や事業見直し、さらには第三国展開まで一貫して支援を行った。

その中でも、2021年度は特に「通年型オンライン展示会」事業など、デジタル事業を通じたマッチング機能を抜本的に強化した。同事業では成功件数が前年比で3倍増となったほか、米国AMAZONにアジア初の国別特集ページ「JAPAN STORE」を開設、直販型にも取組、参加企業の裾野拡大に貢献した。

このほか、「オンライン商談会」や「EC事業」などデジタルを活用した支援サービスも積極的に提供し、新型コロナウイルス感染症以前を上回る成功件数を達成した。

また、JETROが招待した優良バイヤーのみ閲覧が可能なオンライン・カタログサイト「Japan Street」を本格稼働し、日本企業が通年で世界の優良バイヤーと無料でマッチングできる機会を提供した。

（エ）我が国企業活動や通商政策等への貢献

55カ国76事務所の海外事務所ネットワークを活かし、有事の機動的情報の収集・提供を強化したほか、重要性が増している新しいビジネス上の課題に先行して対応し、企業の関心を喚起した。

例えば、ロシア・ウクライナ情勢では、勃発直後の2022年2月にウェブサイト上に特集ページを開設し、現地情勢

及び各国の対応等について情報発信したほか、緊急ウェビナーや在ロシア進出日系企業に対する現地アンケートを実施し、最新情報を提供した。また、本部及び全貿易情報センター（国内事務所）に「ウクライナ等ビジネス相談窓口」を設置し、中小企業等からの相談にきめ細かく対応した。他方、新型コロナウイルス感染症の関係では、日本・現地日系企業が直面する問題の解消に貢献する情報を提供した。

さらに、重要性が増している「経済安全保障」や「サプライチェーンと人権」等のテーマについて、特集ページやオンラインセミナー（ウェビナー）を通じて必要な情報を提供し、企業の関心を喚起した。

このほか、中韓との初めての経済連携協定（EPA）である地域的な包括的経済連携（RCEP）発効を受けたビジネスチャンスについて情報発信するとともに、利活用促進を図った。

開発途上国・地域の経済、政治、社会について基礎的・総合的研究を行うアジア経済研究所では、新型コロナウイルス感染症禍における新興国経済の状況の分析をまとめた書籍や、世界貿易機関（WTO）、アジア開発銀行（ADB）や経済協力開発機構（OECD）等の国際機関との連携による「グローバル・バリューチェーン」に関するレポートなどを刊行したほか、メディアを通じた積極的な情報発信を行い、顕在化しつつある政策課題に対し質の高い分析を提供した。